

第9日目(3月10日)

議長(松原良道君) 延会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただ今の出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。

なお関 昭夫君家事都合により11時から12時まで中退。種村充夫君、家事都合のため11時から午後2時まで中退。廣井監査員、家事都合のため欠席。井上大和病院事務長、公務のため午前中欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。また本日は広田農業委員長に出席を求めています。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。質問順位19番、議席番号12番・腰越晃君。

腰越 晃君 おはようございます。一般質問3月定例会最終日ということで、大勢の市民の傍聴者の方々にお越しいただきました。お忙しいなか本当にありがとうございます。それでは早速通告にしたがひまして、質問をさせていただきます。

1 塩沢地域福祉センター整備について

1番目、塩沢地域福祉センター整備についてということで質問をさせていただきますが、こうした公共事業に対する要望を一般質問に取り上げるというのは、本来であれば私の趣旨ではございません。しかしこの間、塩沢町時代からこのセンターの必要性、そうしたものをつくづくと考えながら、新市建設計画に盛り込まれてもおりますので改めて、市としてこの塩沢地域の福祉センターについて、どのような整備をしていく考えなのか質問をさせていただきます。

旧塩沢町時代、現在の社会福祉協議会が入っている施設でございますが、非常に老朽化しておる。また非常に狭い。本来の使用目的に使われていない部分もかなり多くある。ほとんどの部分が物置と化している。そういった状態のなかで運営をされてきております。そうしたなかで塩沢町では、平成15年から16年にかけて社会福祉協議会、あるいは福祉関係に携わっている方々、そうした民間の方々も入れまして、検討を1カ年行なっております。そして平成16年秋だったと思いますが、その検討結果が報告されました。

社会福祉協議会の機能、あるいは旧塩沢町役場にありました保健センターとしての機能、またシルバー人材センター、あるいは子育て支援機能、そうしたものをすべて包含する。またこれに加えて温泉施設を整備し、介護予防、リハビリテーション。こうした広範な機能をもつ施設を整備すべきである。こうした委員会答申がなされております。

塩沢町ではこの福祉センター構想について、新市建設計画のなかに入れ込み、合併後速やかな整備を図りたい。いわゆる建設計画の優先事項として考えてまいったところであります。また、これの運営についても将来性を考え、今の時代性を考え、市が直営でやるのではなく、民間の活力を導入し、民営化したなかで運営を進めていくべきであろうと。そのような考えも旧塩沢町時代、町長から述べられているところでもございます。

南魚沼市、580平方キロメートル、6万3,000の人口。非常に広い面積のなかには市街

地が点在し、集落が点在する。そうした環境におかれております。やはり人口2万から3万くらいのところで、こうした福祉センターを整備し、様々な意味での福祉医療、管理を行なっていくべきであろうと私は考えております。塩沢町を担当するヘルパーさんに、毎日毎日六日町まで通ってきなさいということも無理な相談であるかと思えますし、また高齢者の方々が塩沢の奥から六日町まで来なさいというのも、また問題があるかと思えます。各旧町にひとつくらいの割合。そうしたところでこうした福祉センターは整備されていくべきであろうというように考えております。

また建設する場所については、合併後、現在支庁舎となっている旧塩沢町役場。この部分が必要なくなるであろうと。この施設を利用する、あるいは建て増しをする、あるいは建て替える。そうした検討のなかで有効的に使っていってどうであろう。塩沢町役場がなくなりますと、非常に寂しいものになります。牧之通りであるとか、市街地の整備は行なっておりますけれども、相変わらずあまり人は来てくれない。浦佐にはやまとびあ、あるいは中核病院、基幹病院ですね、そうした計画もございます。六日町はやはり市の中心でございます。しかし塩沢町はどうでしょうか。

やはりこうした福祉センターをつくり、高齢者のみならず、塩沢地域住民が様々な面で集まれる場所として必要ではなかろうかというようにも考えております。またこの件については検討時代から何回か一般質問でも取り上げましたし、塩沢地域住民の方々には、私は積極的に話をしてまいりました。そうしたなかで、財政の問題もある。箱もの建設への批判も大きい。しかしこれについてはやはり何とか整備して欲しい。そうした我々世代、それから中高年、高齢者の方々から積極的な賛辞の声もいただいているところでございます。

南魚沼市では、総合計画素案のなかに中央に総合福祉センター、これを配置し、保健、医療、福祉、これらの統括を行なう。その下に各地域の福祉センターを整備し、身近な保健福祉体制の構築を推進すると。このように謳われております。塩沢福祉センターについては南魚沼市の建設計画事業でございます。私は旧塩沢町で検討し、旧塩沢町から申し送られた内容のなかで早急な整備を望むものでありますが、現状における市の保健福祉策展開のなかでこのセンター建設に向けた位置づけと、その内容について。また財政健全化計画、入っていくというなかで非常に財政的に厳しい面もございますが、いつ頃までに整備していくのか。これについて市長の考えをお伺いしたい。

2 NPO支援に関する考えについて

次にNPO特定非営利法人、これの支援についてお伺いをさせていただきます。NPO、なかなか馴染みのないものでございます。本当にわかりやすく簡単に言いますと、社会的なサービス、公共サービスを提供するには、政府であるとか自治体等、こうしたものが行なおうとすれば、広く多くの人々の了解が必要でございますし、また多くの時間と手間、費用が必要になります。また民間企業がこうした公共サービスをやろうとすれば、当然利益が上がる見込みがあるかないか、なければ民間企業はやりません。NPOはこうした自治体や企業では扱いにくい。問題の大きい小さいもございますが、やはり行政やあるいは企業では扱い

にくい。こうした公共、公益的ニーズに対応する活動、これを自発的に行なう。そうった組織であると。簡単にNPOを表現すればこういうことになるかと思えます。

NPOに期待される役割、これは新潟県の指針の方から抜粋をしてみましたので、読ませていただきます。公共サービスの柔軟な供給主体としての役割。また住民の地域経営への参加のチャンネルとしての役割。これは同時に議会、市長に次ぐ第3のチャンネルとしての役割を担うと。私はこうした3つの大きな役割を上げてみました。

ではなぜNPOと行政の共働、一緒に働くということですね。これが必要になるのか。これも県の資料からの抜粋なんですけど、新潟県は指針を出してありまして、そのなかで非常にわかりやすく、核心をついた見解を出してあります。そのなかからの抜粋になりますけれども。新潟県は中山間地や離島を含む広範な地域に人口が分散しており、首都圏等の人口集中地域に比べ、スケールメリットが働きにくく、サービス事業が特に商業ベースでは非常に難しい。そうしたデメリットがある。そうしたなかで公共的なサービス提供は自治体や地縁的共同体組織、こうしたものが主になってきた歴史的な経緯がある。しかし増大する公共ニーズに対して、自治体財政の硬直化、過疎や高齢化の進行により、地域社会の担い手の不足。または地域社会の解体等、厳しい状況におかれている。こうした現実がある。そうしたなかで、あらたにこうしたNPOを組織していく。NPOを公共的な活動をする担い手として期待をしていかなければならない。そうした前提があるというようにとらえております。

こうしたことは当南魚沼市にも当てはまるものと思えます。先ほども申し上げましたように、580平方キロメートルという非常に広大な面積のなかに市街地、集落が点在すると。こうしたなかではなかなかその公共的なサービスもしにくい。とても利益を追求する民間企業が担うようなサービスは、おそらく成立するのは難しいだろうというように考えております。また同時に今後少子高齢化、人口減少というものを考えますと、やはり地域を担う、そうした人材不足というものを心配されるところでございます。

また行政とNPOの共働について。前新潟県知事平山征夫氏。前新潟県知事はNPOの活動整備に関する指針の前段におきまして、簡潔でわかりやすく述べておりますのでこれもまた読ませていただきます。NPOは従来行政や公的な法人が一手に担ってきた公共サービスの新たな供給主体となるだけでなく、その活動に市民自ら関与することにより公共のあり方そのものを再構築し、新しい社会の仕組みをつくっていく可能性を秘めていると考えられる。県は21世紀の地域経営にはNPOと行政のパートナーシップが不可欠であると認識し、平成13年度からの新潟県長期総合計画においてNPOをはじめとした県民とのパートナーシップによる県づくりを基本姿勢として掲げた。というように述べております。

NPOですが、98年、特定非営利活動促進法。これに基づいて認知されたというところでございます。平成16年末、1年少し前ですが、日本全体では約2万くらいのNPO法人が認証されて活動しております。内容的に申しますとNPO法人というのは活動目的が公共公益的な活動で17項目に限定されておるんですけど、そのなかで非常に多いものが、これは同一法人が複数の目的を選択することができるわけなんですけれども、多い順からいきます

と、保健医療または福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、子供の健全育成、また災害救援活動。このような内容が非常に多く、こうした活動目的をもって設立されているということでございます。

さて南魚沼市では、総合計画素案、基本構想におきまして次のように書かれております。市民主体のまちづくりを積極的に推進する体制づくりを図る。市民主体のまちづくりの主導的役割を担う、NPOやボランティア組織等、市民団体の活動の支援、地域住民の主体的活動を促進、支援する。南魚沼市にはまだ残念ながら活発な活動をしているNPOは少ないと思います。将来的な課題として、福祉、子育て等の公共サービスの担い手。また住民自治や産業振興の担い手として期待される部分は非常に大きいと思います。

NPOについての市長の考え、あわせてNPOの設立、活動がしやすくなる環境整備について。こうした市の支援は全国、都道府県を中心に、また市町村自治体においても条例化基本計画、そうしたものを持っている自治体がどんどん増えている現状でございます。そうした現実を踏まえた市長の見解をお伺いしたいと思います。以上、この席からの質問を終わらせていただきます。

市長 おはようございます。今ほど腰越議員から触れられましたように、一般質問もいよいよ今日が最後であります。まだ7名残っておりますので、私もまた気合を入れなおして一生懸命答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。腰越議員の質問にお答え申し上げます。

1 塩沢地域福祉センター整備について

塩沢地域の総合福祉センター。福祉センター整備についてであります。今ほどそれぞれおっしゃっていただいたように、塩沢町時代に総合福祉センターに対する答申書が、当時の高野町長に提出をされております。私もそのなかを拝見させていただきました。これは詳細には述べませんけれども、必要とする施設及びその機能というなかで、温泉施設。保健センター機能、これはリハビリ訓練室兼健康増進室とか水中運動施設、これは温水プール他。社会福祉協議会、ヘルパーステーション、ボランティアセンターこれも含めてあります。それから在宅介護支援センター。訪問看護ステーション。子育て支援室。こういう機能をこのなかでは謳っているわけでありまして、付帯意見・要望といたしまして、これを利用するための福祉バスの運行。そして施設のバリアフリー化。利用者の立場にたった立地条件のよい場所への設置というようなことが、おおまかでありまして、これも述べられております。

今回、皆さん方に提案をいたします総合計画の基本構想はこういう具体的な部分には触れておりませんが、この案のなかに地域福祉センター整備事業として位置づけをいたしまして、既存施設の利活用を含めて各地域の福祉センター整備を検討し、身近な保健福祉体制の構築を推進すること、としておるところであります。ですので議員がおっしゃったような方向でということですので。そして具体的に塩沢のこの福祉センターにつきましては、市内の既存施設のなかで代替施設機能の有無、これを検討し、そして一番はやはり財政状況でありますのでこれを勘案しながら整備を進めていくということでありまして。

しかし今、議員が要求されました、じゃあどの程度の機能をいつ頃までに整備するんだという事は、ここではまだ申し上げられる段階ではないということでありまして。内部検討、これ議員おっしゃっていただきましたけれども、塩沢庁舎の跡地利用という側面もありまして、こういう部分も含めると、今検討委員会を立ち上げました本庁舎の建設検討委員会、そして市役所の体制整備、これとの関連性も大いにありますので、その辺のなかできちんとした位置づけをしていきたい。

ただ旧塩沢庁舎、これはなくなるということではありませんで、支所機能として、大和地域も、支所という格づけのなかで残していくことは、これはもう地域コミュニティのうえからも大変重要なことでもありますので。なくするということではありませんので、ご理解をいただきたいと思っています。しかもその支所機能を大いに生かしていく。昨日もちょっと触れましたけれども、旧々ですね、昔の町村単位。ご理解いただけたらと思うんですけども、石打、中之島とかですね。そういう部分であります。そのコミュニティ、あるいは住民の皆さん方の自分たちの考え方が、その地域をきちんと構築できる。自分たちの考えのなかでこの地域を生かしていける。そういう組織を今、検討を命じておりますので。

これはやはり後段になりますけれども、NPOとかそういう皆さん方から一生懸命やっていただくようになるのか。あるいは地域の区長さん方が実質的にその運営にあたるのか。その辺も含めて、今検討中でありまして。塩沢庁舎がなくなるということは、私がいるうちはないということで、いなくなればわかりません。これはそのときの考え方であります。

そういうことでもありますので、この福祉センターにつきましてもそういう観点のなかから検討を進めていきたいということでもあります。

2 NPO支援に関する考えについて

NPO支援に対する考えであります。今、現在この市に事務所を有するNPO法人、これは7団体ございまして、塩沢地域に5、大和地域に2。この7団体であります。それぞれは申し上げます。国が進めているこの構造改革特区、これにつきましては「この法律があるために事業が展開できない」と。あるいは「規制が緩和されたら業務の拡大がはかれる」と、こういう部分に提案を受けまして、規制緩和による地域活性化の実証実験を行なっている。

このNPOそのものにつきましては、確かにまだ行政との連携と言いますか非常に関わりがまだ この地域ではですよ この地域のNPOは希薄でありまして、これからやはりその行政体質をスリム化して、そして市民主体のいわゆるまちづくりといいますが、そういうことを進めていくうえでNPOの存在はもう欠かせないということでもあります。

具体的にはこれからまだどうなるかはちょっとまだわかりませんが、学童保育、今は協議会というかたちでやっておりますけれども、この部分をNPO法人を立ち上げてやっていったらどうかということで、関係者と今、協議に入ったという部分であります。そういう、結局議員がおっしゃったように、そういうことを進めていくことこそが市民主体のまちづくりになっていくんだらう、というふうに考えておりますので、またそれぞれご支援ご協力をお願いしたいと思っております。以上であります。

腰越 晃君 答弁をいただきました。

1 塩沢地域福祉センター整備について

塩沢町、支庁舎があるといってもやっぱり旧塩沢町役場があったところに比べれば、あの辺に集まってくる人間の数というのは相当減ったと。そうした問題ではないんですけどもやはり支所機能として残していただくこと、これは必要かと思います。ただ細かく言いますと、新しい旧議場棟と言われていた部分とですね、古い南側の方のところとあるわけでございます。検討時代にはあの古い方の部分でどうだろうかというような議論もあったところがございます。いろいろな、牧之通りであるとかという構想のなかで、通りは整備されています。しかしどうしてもやはり人が集まる、旧塩沢地域の中心であると。そうしたところで人が集まれる施設として、やっぱりこの福祉センターに期待する部分は大きいものがあるというように思うわけでございます。

先ほど1回目の質問で、高齢者、中高年の方々の非常に大きな要望もあるというようにお伝え申し上げました。特に高齢者なんですけれども、ご承知のように非常にこの地域は精神病、特にうつ病の発生が非常に多い地域でもございます。要するに高齢者が家にいてなかなか外に出ない、引きこもり状態にあると。そうした問題も懸念されているところがございますし、またそうした方々がやっぱり介護予備軍となっていると。そういう状況もございます。何とかみんなが集まれるところはないかね、と。そういうなかでそうした施設があって、いろいろ足腰も弱くなっている。それを何とか少しずつ鍛えてみんなの世話にならないようになれると。そういう施設があればいいですねと。またそこで同じような仲間と会って、いろんな話ができれば、また精神的にも非常に落ち着きますねと。そうした意味でこうしたセンターですね。

いろいろな意味で介護であるとか、医療であるとか、保健であるとか、子育て、いろいろありますけれども、やはりそうしたいろいろな年齢層の市民の方々がそこに集まる。そうしたなかでいろいろなりハビリであるとか、子育て相談であるとか、お互いに話し合いながらそうしたことをできるというようなものは、ぜひつくっていただきたい。塩沢町内が寂れないようにと、こうした意味でもぜひつくっていただきたい。つくるべきであるというように私は考えております。

なかなか今の財政状況とかいろいろな意味で、市の施策についても検討段階であると思われるので、時間もかかるものではないかと思えます。息長いところで一度にすべてでなくても、順次大きな構想のなかで整備していくという考え方でもよろしいと思えますので、検討を願いたい、このように考えます。

2 NPO支援に関する考えについて

NPOについてなんですが、ちょっと答弁が残念だったなと言えらると思うんですけども。支援内容としてNPO活動、法人が作りやすい活動しやすい環境を整備と。それについて何らかの考え方があるかと。それから人材育成のための学習機会、あるいは相談の場。こうしたものは行政ができるものではないかなと。それから市内7団体あるということですが、

近隣自治体も含めて様々なNPOがあるかと思いますが、そうした交流の場の提供。あるいはそういった公益、公共的な活動をしている団体に対する、固定資産をもっておられるのであればそうした税制面での優遇であるとか。また設立を目指すそうした様々な、今はボランティアでも今度はNPOにしていこうと。特に災害救援ですね。こうしたボランティアに登録されている方々は多くいるわけですから、そうした方々がまとまってNPOに成長していこうというような考えがあるのであれば、それをサポートするサポートセンターであるとか。これは県の方でもやっておりますけれども。そういったものが行政ができる支援ではないかなと思うんです。

繰り返しますと活動環境、設立活動環境の整備について何かできないか。2番目として人材育成のための学習機会、それから相談の場の提供。これはサポートセンターということになるかと思いますが。それと現在あるNPOの交流の場の提供であるとか、税制面での優遇であるとか、そういったものについて、お考えがあるかどうか再度お聞きしたいなというように思います。

また、今、広域連合を吸収していくと、職員数が1,000名を超えるという話になっております。180度裏から見ても、どう考えても人員は余るだろうと。絶対余るだろうと思っているわけなんですけども。特にそういった先ほどの答弁のなかで、旧町村単位に地域づくり。そうしたものをどのように進めていくか、これも課題であると。現行行政区長さんが中心となるのか、あるいは別の方法があるのか、NPOになるのかというそういった答弁がございました。

職員、特に若い職員、こうした方々をやっぱり活用すべきであろうと。役所にきて、机に座ってパソコンの前に座ると。そうした職員を我々も数多く見ておまして、おい、もうちょっと外へ出られないかと。やっぱり市の方から、例えば塩沢町出身の若い職員であれば、おい、大和へ行って来いと。市長が言っているような地域構想があるんだと。それについて何か考えまとめて来いと。あるいはそれはNPOになるかもしれません。福祉分野、それひとつを限定したなかでも地域に入って地域の状況を考えて来いと。そういったところで、それがまたボランティアやNPOの芽になるかもしれません。

そうしたところ市役所職員と言っても、やはり地域社会の一員には変わらないわけですから。特に若い職員を活用する。地域のなかに入って研究をさせる。そうした現場のなかから育てあげていくことも、逆に考えれば今これは、私は人員は余っているという前提のなかで言っているわけですが、今できるひとつのいい人材の育成ではないかなというようにも思います。そういう点について市長どのようにお考えになるかお伺いしたい。

それから先ほどちょっと公共サービスの担い手として、ということをして1回目の質問で申し上げたんですけれども、指定管理者。NPOが成長していくなかで、NPOの特質として活動目的が非常にわかりやすく限られているというところがございます。それから当然、対価が発生する。要するにサービスに対する対価をいただくということがあっても、利益、これも利益があっても利益はもう配分しないという、そういったNPOの特性をもってあります。

そうしたことを考えますと、後者に委託金や補助金をいっぱい出して運営してもらうよりも、やはりNPO育ててもらって、NPOに指定管理者になってもらうと。これはどこがあうとかということは申し上げません。どういう公共施設、公共事業があうかは申し上げませんが、そうした考え方も必要ではないかなというように思うわけです。そうした指定管理者としてのNPO法人。こうしたものについて市長の考えをお伺いしたいというように思います。

市長 再質問にお答えいたします。

1 塩沢地域福祉センター整備について

1点目の福祉センターの件であります。思いは議員と同じであります。その地域が寂れるということのないように、合併をしたが故にそういう状況が出て、そして地域が寂れていくということは避けなければならない思いでありますので。塩沢地域の皆さん方も今の牧之通りの他に、今度はつむぎ通りという構想もあるようでありまして、それらをうまく関連させながら、中心地と言えばやはり今の庁舎だと、庁舎付近だということだと思っておりますので、その辺も強く意識をしながらこの構想を進めていきたい。

ご理解があつてすぐにはできなくて相当長いことになるだろうと、そういうお話もいただきましたので、長いといっても20年も30年もかかるとはられませんので、何とか極力皆さん方の要望に応えるようにやってはいきたいと思っております。けれども毎回申し上げますが、問題は財政面でありますので、ここをどうクリアできるかということだと思っております。またいずれその構想がまとまりましたら、皆さん方にご相談を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

2 NPO支援に関する考えについて

NPOにつきましては、どうも素っ気ない答弁ですみませんでした。ひとつ今、大和地区に事務所を有するNPO法人の魚沼伝習館、ここと一緒になりまして活動支援も含めまして、魚沼市と共同で魚沼スローライフ、雪のくに活性化プロジェクトという地域再生計画をこの3月に申請をいたしまして、この地域のNPOとして初めて市と共同作業に入っていこうということも今、実現化しておりますのでひとこと申し添えておきます。

このNPOの支援につきましては、サポートセンターまではちょっと今は考えているところではありませんでしたが、税制面や設立の際の支援、これらはもう積極的に行なっていかなければならないという思いであります。個々具体的なことはちょっと申し上げませんが、全面的に支援をしていこうということですので、またよろしくお願ひいたします。

職員につきましては、まさにそのとおりであります。ただ個々の職員に全部そういうことを話してもちょっとだめですので、先ほど触れましたように担当の行政改革推進室で、こういう案ではどうだという部分をまず作り上げて、それをまた職員からそれぞれたたき台としてまた検討していただいて。地域の皆さん方からも当然検討していただかなければならない。議会の皆さんはもちろんでありますけれども。そして新しいやはり組織と言いますか、今までなかったそういう組織をつくりあげないと。予算配分ももうそっちへやっ飛ばさないと

う考え方ですから、ひとつの小さい昔の旧町村単位に戻った自治区を、もう1回つくりあげようという方向にいったらどうだという部分であります。非常に難しい部分もありますが、どの程度までをそこの地域に任せられるのか。

市役所として、本庁機能としてどこまでやらなければならないのかという、こういう線引きの問題もあります。その辺をきちんと区別をして、そしてやっぱり極力その地域にお任せをして、そしてその集合体が市だと。簡単に言えばアメリカ合衆国と同じであります。そういう方向が一番この地域には、私は合っているんじゃないかという思いなんですけれども、これはまだわかりません。わかりませんが、その素案を今、どうすればそういう体制ができあがるのか、つくれるのか。検討中でありますのでそれを出して、そして職員の皆さんからも当然でありますがよく考えていただいて。

外へ出ることは一番大事でありまして、今日の日報のときの人ですか、人物紹介欄に高知県の職員が載っておりました。県営住宅の家賃の滞納が日本一だったというところにすぼんと入りまして、自分の性にあっていると言うんですね、そういうことが。滞納整理が。何をしたかという、やっぱり全部出かけてその人と相談をして、一緒になって考えてやる。ただ金をよこせ、よこせではなくて、こうすればそしてこういうふうに住んで、そこまで相談にのって一緒になって考えてやる。1年でもう全国の最低ランクを脱却しまして、伸び率では日本一だったということ。その人が今度は阿波踊りを、基礎にした糖尿病予防の運動を提唱していると、こういうことでもありますけれども。

そういう職員にやはりなってもらいたいですね。そういう思いで職員の皆さんにも常に語りかけていきたいと思っております。

指定管理者制度。NPOの皆さんが、公募をやったときに応じていただくのは大歓迎だという思いです。そういうことですので、やっぱりそういうところに応札できるくらいの力をこの3年間でそれぞれつけていただければ。そういう支援もまた一生懸命やっていきたいということでもありますので、よろしく願いいたします。

腰越 晃君 了解しました。終わります。

議長 質問順位20番、議席番号6番・関常幸君。

関 常幸君 おはようございます。先日は3月3日、裸押し合い大祭に井口市長、松原議長をはじめ、大勢の皆さんからおいでいただき、大祭委員会を代表してお礼申し上げます。この裸押し合い大祭は平成16年2月に文化庁から記録作成等の措置を講ずべき、無形の民族文化財として国より指定を受けました。18年度から3カ年間、国、市より助成をいただき、広く作成に取り組むべき準備を進めております。今後は南魚沼市の国の重要無形民族文化財として、日本一誇れる勇壮な裸押し合い大祭にしていきます。そしてより多くの観光客で賑わうよう、今後とも皆さまのご指導、ご協力を賜りたいと思います。

さて、旧3町が合併し、初の新年度予算を決定する議会であります。新生南魚沼市の船出です。国からの交付金が激減され、限られた財源のなかで次世代を担う子育て支援を主要策として、保育料の引き下げ、乳幼児医療費無料化の拡大、学童保育の充実、教育振興でも学

力向上のために2名の指導主事増員等を盛り込んだ18年度予算には賛意を表します。

それでは先に通告いたしました3点について質問させていただきます。

1 人事評価システムの導入について

1点目は人事評価システムの早期導入であります。財政健全化の一貫として、市長は職員給与カットを断腸の思いで決断し、それに同意しました職員各位に敬意を表すと同時に、さらなる行財政改革が求められております。所信表明の冒頭に財政健全化に取り組む強い意志が表明されており、緊縮財源のなかでさらなる市民サービスの向上に努めると言っております。市長は常に市民サイドの目線で対応しております。

しかし、6万3,000人市民に直接対応しているのは、914人の職員です。ある会合で私には直接ではなかったわけではありますが、職員給与と5パーセントカットの話が出ました。それは職員は5パーセント給与カットされたら、仕事も5パーセントなくなる。サービスも5パーセント低下するぞ。何のための合併なんだという話です。私はこの言葉をまるごと本気にはいたしません、市民から見た職員像がみごとに浮かび上がっていると思わずにはいられませんでした。

公務員という年功序列での給与体系、倒産も心配なく、かつ給与は企業よりいいです。そして同年代であれば仕事ができる人もできない人も、仕事の遅い人も早い人も、ほぼ同じ給料で推移する。市民はそういう視点で職員の働きぶりを見ているのです。

市長は就任以来、職員の意識改革を求めています。また19年度から本庁方式の機構に見直しをする計画ですが、職員気質、職場風土はなかなか変わらないと思います。機構が仕事をするのではなく、人が、職員が仕事をするからです。国もようやく重い腰を上げ、人事評価システムの導入を考え、今年の1月1日から6月30日まで試行的に実施し始めました。職員の意識改革なくして市民へのサービス向上はもとより、安定した財政健全化、行財政改革はなしえません。一日でも早い人事評価システムの導入が必要と思いますが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

2 森林・林業振興について

2点目は山地災害の防止、農業振興、そして特に観光振興に欠かせない森林・林業振興について質問いたします。当南魚沼市の面積は塩沢との合併で58,482ヘクタールとなり、森林面積は76パーセントを占めております。県の林野率69パーセントを上回る自然豊かな地域であります。

3月12日、十二講がやってきます。浦佐では昔どこの家でも祠をつくり、山の神さま、十二山大神をまつり、1年の山への恵みに感謝すると同時に山の安全を祈願しました。山から湧き出る水は飲料水とし、山に生える草は牛の餌として、杉の落葉はかまどの付け火として、雑木は貴重な燃料です。山の斜面は子供の格好の遊び場です。もちろん春の山菜、秋のきのこは貴重な現金収入であると同時に大切な食料でした。このように昔、山、森林は私たちの住民の生活と暮らしに深く結びついていました。ところが近年では文明の名のもとに豊かさを手に入れ、山、森林が市民の生活と暮らしから疎遠になり始めました。

しかしこの森林はご案内のとおり、豊かな水を育み、山地災害を守るとともに、豊かな生活や雪国文化を醸成する源になっています。この豊かな森林が管理が行き届かず、山はげや荒廃森林が増加傾向にあります。このことによって、森林のもつ公益、多面的機能の低下に陥るばかりでなく、グリーンシーズンの観光を新たに創設していこうという当市の観光戦略からも、山が荒れるということは大変なことであります。

私は当市の景観や魚沼コシヒカリを生産する水田、そして鮎の住む魚野川を将来とも保全していくためには、川上に位置する山、森林機能を守り高めていくことが肝要と考えております。また中越大震災や近年の雪崩、地滑りの発生からも、災害に強い森林づくりが必要なことを実感しているところであります。

そこで市の将来像であります、「自然・人・産業の和で築く安心のまち」南魚沼市を確立するために、その根幹である自然、森林、林業振興を今後どのように進めるのか。森林整備の面と木材産業振興の両面から市長にお考えをお聞きいたします。

3 大和都市計画事業見直しに関する答申書について

3点目ではありますが、大和都市計画事業見直しに関してであります。都市計画の歴史は昭和46年10月12日に上越新幹線浦佐駅停車決定を受け、昭和48年3月に都市計画の基本計画が決定いたしました。メイン的整備といたしましては、昭和50年代に国際大学、北里保健衛生専門学院、平成4年に県立国際情報高等学校、八色住宅団地。そして土地区画整理事業として、昭和50年代に浦佐地区で4カ所整備いたしました。都市計画道路完成実績としては、路線本数16本、路線延長1万8,890メートル。完成率、34.4パーセントとなっており、完成路線は3路線。他はほとんど未着手であります。

当時、新幹線浦佐駅停車で大和町の人口は4万人くらいになると予測し、道路を計画したと聞いております。計画した当時と日本の経済、社会環境が大きく変わり、現在とそぐわなくなっております。平成14年12月に町では住民説明会を開催し、平成15年5月に町長より13名が委嘱を受け、見直しの検討に入りました。

6回の検討委員会を開催し、15年11月11日に当時の秋山大和町長に大和都市計画事業見直しに関する答申書を手渡しました。答申の内容については割愛いたしますが、翌年の5月に浦佐地区5会場で説明会を開催し、答申内容について異論はほとんどありませんでした。市長にお考えをお聞きいたしますが、今までの答申後の経過と今後の取り扱いについてお願いをしたいと思います。特に交通安全上、危険な都市計画道路、多聞橋から17号線に至るクランクに曲がる場所の見直し等についてもお願いをしたいと思います。以上、壇上からの質問は終わります。

市長 関議員の質問にお答えいたします。

1 人事評価システムの導入について

人事評価システムの導入についてということでありまして、ご承知のようにこれは民間企業がほとんどやっているという、相当先行しているわけでありまして、これを試行錯誤しながら時代に合った制度を確立してきたというところであります。近年は私どもの地域にもこれ

は公共団体の間にも人事評価システムを導入する団体が増えております。国・県においても導入や試行が実施されている。私どもも極力早く導入はしたいという思いに変わりありません。人事研修に職員を派遣したり、制度導入を検討するための下準備を始めているところですが、一番の悩みは、ストレートに評価ができない仕事がいわゆる公務員は多いということでもあります。ここをどういう評価をしていけばいいのかというのが、今の一番の悩みであります。

私も2回ほど首長の、そういう説明会的な部分に出席してまいりましたが、人事院総裁をお勤めいただいた中島さんという方が、やっぱりその辺のところを非常に明解にお話しておりました。利益を追求する仕事とそうでない仕事を区別する必要はないということ。じゃあ何を評価するかと言いますと、やっぱり目標を立てさせる。その目標に対して、到達度がどうであったという、ここを評価すればそう難しいことではないというようなこともおっしゃっていました。

そういう部分をきちんと勘案をしながら、なるべく早くこの制度を導入しなければ、今、議員おっしゃったように、ずっと横並び、そして意識はなかなか、改革もされないということです。ただし採用になった職員の皆さん方、採用の際はやはり何か光るところがあって採用されているわけです。それが歳を経るにしたがって、そういう部分がなくなったということはそれといたしましても、切り捨てるようなことはやはりできません。何かその人にあった職が、ある職場と言いますか、職種があるということだと思っている。そういうところをきちんと見つけ出していくのもまた我々の立場であります。

今、今回自己申告を徴収いたしました。課長からは部下の評価、部下からは係長、課長の評価も含めて提出させていただきましたが、この人事評価システムをきちんと導入するまでは、こういう部分を利用しながら評価していかなければならないというふうに思っております。課長の皆さん方には今までの考え方ではなくて、厳しいことではありますけれども、きちんとした評価をしていただくように、またあらためてお願いしなければならんと思っております。

今言いましたように、現場の課では非常に才能が発揮できないけれども、福祉の課では才能が発揮できるとかそういうことも含めて、まず各課が、課長が課員の人事管理をしていただく。そういう方向にもっていかなければなりません。

そして今、人事担当というのがありますけれども、ここがやはり合併のこういう部分のなかで、その職員の給与関係だとか、そういうことだけにずっと追われて本来の人事管理があまりできていない側面があります、今まだ。これをまたきちんとさせていかなければなりませんし、それらも含めてどなたがどう見ても異動が、あるいは昇任が、降格が適当だ、適切だというようなシステムをきちんとつくっていかねばなりません、なかなか難しいことだとは感じております。感じておりますが、やらなければなりませんので、また関さんは民間部門でのそういう経験もおありでしょう、それぞれ知恵をお貸しいたきて、盤石のシステムを作り上げていきたいという考えでありますので、よろしくお願いたします。

2 森林・林業振興について

森林整備と林業木材。これは本当に大切なことでありまして、市では今、森林資源のもつ多面的機能を維持するために、5年間を一期とする森林整備事業計画を策定いたしまして、約590ヘクタールの市有林を国県の補助事業を導入しながら計画的に下刈、除間伐、枝打、保育これらを実施しているところであります。また保育につきましては、近年、2～3年前からですけれども、杉だけの植林ではなくて保水性、温暖化防止対策を図るための広葉樹、これはケヤキやブナ、この植林にも取り組み始めたところであります。

森林のもつ国土保全、水資源の涵養、地球温暖化防止多面的機能、この維持拡大を図るために、人との共生を目指す「共生林」それと資源の循環利用を目指す「利用林」これに区別して造林・保育等に取り組んでいるというのが現状でございます。

また私有林の除間伐、枝打につきましても、市で単独に「南魚沼市民有林保育事業補助金交付要綱」これを定めまして、森林組合を窓口をして、かかった経費の60パーセント以内で補助を行なって、適切な維持管理を図っているところであります。ありますが、なかなか個人は私も含めてそうなんですけれども、今さら山に金かけて何になるという部分もちょっとありまして、これが森林組合の皆さん方が非常に努力はしていただいておりますけれども、そう思うほどその整備が進んでないという側面もあることは申し上げておきます。

なお去年は地元木材の利用増進、そして木のもつ癒し効果を市民から知ってもらおうと、こういうためにご存知でしょうけれども、五十沢キャンプ場にこの3棟のバンパロー、これを建設をさせていただいたところであります。地元の木材を使ったバンガローであります。

森林資源の育成・保育、これに関しますと、今度は作業道、林道、この整備が必要となってきます。地元の意向もありますし、事業費の確保、これら難しい問題が山積はしておりますけれども、やはりつまるところは自然に生かされているという我々の立場をきちんと理解して、整備というよりは、これからその山林、森林の荒廃をまず防止をする手立てを考えなければならぬだろうと。

そのためにはやっぱりそれぞれの手入れがいるということでありまして、今、西山も東山も非常に雪消え後には山腹崩壊が目立っておりますけれども、これは昔の柴木切りをしていれば、ああいうことは全く出てこないわけでありまして。そういうことも含めながら、約8割が山林、森林の私たちの市でありますので、このことの保全そして育成には十分な力を注いでいきたいと思っておりますけれども、予算的にじゃあどうだと言われますと非常に難しい面もあります。

森林組合の皆さん方にも、ただただそういう部分を、枝打や森林の整備だけを考えるのではなくて、除間伐、枝打等で発生したそういうものを今度は資源として利用できるような方法もまた一緒になって考えていきたいと思います。それをひとつのまた産業としていくくらいの気持ちをもって考えていただきたいということも申し上げておりますので。今、枝打材のペレット化、これが本当にやれるのかやれないのかというのは、ちょっと担当課にも話はしてありますが、ストーブが非常に難しいようでありますけれども、それが産業として成り立つか

どうだかまではちょっと今のところはいいないようでありますけれども。

姿勢を示すなかでは市の建物、所有のなかにそのストーブを購入して、そのペレットを燃やすということは、やはりひとつの宣伝効果かなという気もしております。いずれは実現をしたいという考えであります。そのペレットが作れるか作れないか。ここが問題でありまして、この辺を森林組合と協議をしていこうと思っております。

3 大和都市計画事業見直しに関する答申書について

大和都市計画事業の見直しに関することでもあります。今ほど議員それぞれおっしゃっていたいただきましたので前段の部分は省きますが、これは48年の都市計画決定時、将来目標人口3万人というふうに想定している。4万人でなく3万人だそうであります。これは県の都市マスタープランでは平成12年の1万5,636人から平成32年には大和地域は1万3,464人に減っていくという。県の都市マスタープランではそういうことですが、当時48年には大和町は大和の人口が3万人とこういう想定をしたそうであります。

これは旧六日町であっても、塩沢であっても、確かそういうふうな、今、思えば過大な人口想定をしているわけであります。六日町は確か4万だか5万くらいまでを想定したような気がしますし、塩沢はどうでありましたか。そんなことで、この当時の社会状況からすれば、これがただちに間違っていたとか、誤っていたということには言い切れないと思うわけでありますけれども。

そういう経過がありまして33年それから経過しているわけではありますが、都市計画道路事業の進捗率が約35パーセント。これは非常に低いわけであります。それで関係者から遅れている事業に関する不満、都市計画税徴収に関する疑問、見直し、この要望が多くあったというところでもあります。

それで、今後についてを申し上げます。その後の経過は先ほど議員おっしゃっていただいたとおりであります。今後についてでありますけれども、都市計画の決定変更は都市計画基準にしたがって、これは行なわれなければならない。非常に厳格な法律の範囲適用であります。基準の適用にあたりましては都市計画基礎調査及びその分析を行い、その結果に基づいて行なわれなければならないということになっておりまして、次回の基礎調査予定はこの平成18年、分析の予定は平成19年ということです。

でありますので都市計画事業の見直し作業については早くても平成20年以降の着手という、見直し。見直し作業が。こういうことでもありますので、来年再来年にすぐこの見直しができるという状況でもないということでもあります。ちょっと時間がかかるということです。特にこのご指摘の多聞橋の左岸道路対応、これにつきましても委員会の答申では、計画を変更して、多聞橋からS字カーブで既存交差点に取りつけるとこういう変更案でありました。

けれども県の見解は都市計画基礎調査及び都市のマスタープランを作成する等の積み上げがないと、計画変更は難しいということでもありますので、先ほど申し上げましたような年次になっていくのかと。しかしこの路線につきましても、交通安全対策上に緊急課題がございますので、県と協議を進めまして何とか早い対応をお願いできればということで今、対応し

ているところであります。ご理解をいただきたいと思ひます。以上であります。

関 常幸君 それでは2番、3番からちょっと説明と要望をさせていただきます、人事評価を最後にお願ひしたいと思ひます。

2 森林・林業振興について

森林林業振興につきましては、整備の面ではすごく膨大なお金がかかると思ひますので、私は実態をやっぱり市民の皆さんに知らせることが大事だと思ひます。今、東側の三山、巻機そついう山のところと、西山のところでのどの程度崩れていてそして山はげがあるのかついうのを、今日でなくていいですつのでこの議会議中に、地図等で落として私どもにお知らせをまずしてもらいたいつようなことをお願ひしたいと思ひます。つようななかでやはり広報についてぜひ計画的にお願ひしたいと思ひます。

つようなのを通じて森林ボランティア的なことも、県内ではやっつておるつようなところが見うけられますつので、このところについても検討をお願ひしたいと思ひます。このところは答弁はいいですつので、お願ひいたします。

そして今、木材産業の振興の面について、ペレットをとついうことでやっつておりましたが、このところについて提案をさせていただきます。昨日のなかでもいろいろ出ておりましたが、学校のこれから改築等々が行なわれてきますし、私もここに資料がありますけれども、今、学校関係で木造は後山小学校だけあります。6年後には人数が少なくなるつという昨日の話のなかで、当然これから改築が出てくるわけでありつますので、ぜひ木造で検討してもらいたい。このことは教育効果からもいろいろ、情緒豊かになつてきている、怪我が少なくなつてきている、子供が穏やかになつてきているつという学習効果もあるわけでありつます。当然建設経費は高くなりますつので、ぜひ計画のなかでお願ひをしたいと思ひます。

保育園については24保育園あるなかで、木造が10戸で、鉄筋関係は少ないつようでありつますけれども、このところについても当然やはりつような方向でぜひ指導願ひたい。このところについて答弁をお願ひしたいと思ひます。

3 大和都市計画事業見直しに関する答申書について

それから都市計画の件でありつましたが、つような法律があるわけでありつますので、つようななかでできるだけ私どもは早く地元として協力しながらやっつていきたいと、つこう思つております。それで今、塩沢は牧之通り、つむぎ通り。そして六日町もシャッター通りからよく賑やかになつてきたつよつというふうにつ言つております。

私どもの地域でも、新幹線から毘沙門堂側については、やはり毘沙門通りとして昔の歴史溢れる町並みにしていきつたい。そして新幹線駅から東側は、八色の森公園にしてこれからできます基幹病院とか大学、つようなふうなものをした新しいまちづくりにしていく。そして毘沙門通り側を考えたときに、どうしてもこの計画が妨げになつて、つようなことでは困るわけでありつます。今、法的にはつよだつよついうことを言われつましたので、いろいろな機会を通じて、つような新しいスローライフ、昔の町並みをつつくつて活性化をしていきつたいつような考えもあるわけでありつますので、このところ1点だけお願ひをしたいと思ひます。

1 人事評価システムの導入について

それでは人事評価システムについて質問させていただきます。市長十分このシステムのですね、大変だと言いましたけれども、目標を持たせてやってそこについて評価する。まさにそこなんです。これMB0と言われまして、日本に入ってもう50年経っているわけでありましてけれども、やれないということはないわけでありまして、ぜひこれは時期についてお願いしたいと思うわけでありまして。

特に私が何でこの時期まで言うかというのは、本当に職員の意識が変わらないと、市長ひとりではやっていられないわけでありまして。特にこの職員の意識の問題については、今、市長が就任された16年の12月の議会で、現松原議長がそのことを取り上げて話をこうしております。市長と現松原議長とのやりとりが、3～4ページにわたるなかで職員の意識が大事だよ、それに対して市長も、市民のための働く、市民のための職員ということを行っているわけでありまして。それが私が言いましたように、市民はそういうふうに見えていないということでありましてぜひそのところを。そしてまたその次に、前小島議員も、人事評価のこととその研究着手についても問うております。

ぜひこのことは今。そして進め方として、私も見た行政評価システムも18年度の施政方針の32ページに、今年事業を進めるために行政評価をやって進めていこうということでありまして。行政評価だけをして人事効果が・・・要するに行政評価というのは目的であり目標なんです。それに対してセットでないと効果は出てこないわけでありまして。

これは先般、行政視察に行きました久喜市でもそんな実態を見てきておりますので。そして行政評価システムは企画情報だった。人事の方は総務課だと。2つに分かれてはだめでありまして、これを研究のところはひとつの課で進めていくということでありまして。

私も農協では、今市長言われましたように、この件について今年3年になりました。3年前に入れるときに、まさに同じような議論がものすごくありました。まさに農協のなかでも福祉ありますし、指導ありますし、金融ありますし、肥料運びあります。それをどういうふうに評価するかだと。まさに今市長が言ったように、ひとりひとりの職員が目標を立ててやる。その目標を立てるときも上司と一緒に立てる。面談をし立てる。その目標に立って評価をするわけでありまして。

これは職員を差別しようというということではなくて、職員の能力を高めていこう。そして職場のなかにはいい緊張感と競争をもたせていこうというふうな評価システムがありますので、そういうことからこの件については時期を、行政評価するということであるわけでありまして、あわせて今年度からぜひ私は進めてもらいたいと思いますが、このことについてご答弁をお願いしたいと思います。

市長 再質問にお答えいたしますが、今、議員がおっしゃったことでなくて最初の順番どおりにまいりますので。

1 人事評価システムの導入について

まずこの人事評価システムでありまして、これはおっしゃるとおりでありまして、とにか

く職員も意識を改革していただかなければなりません。やはり大勢おりますので、一部の職員に若干のそういう不祥事とか、怠慢がありますと、市の職員全体がそうだというふうに見られている部分も多々あるわけでありまして。この辺も本当に私とすれば非常に切ないところでありまして、そういう側面もあるということでありまして。大半の職員は本当に一生懸命やっただけでありますけれども、一部にそういう言動、態度が見受けられる職員も散見されるということでありまして。これについては厳しく懲戒も含めて、話をしているわけでありましてけれども、やっぱり大勢扱うというのは難しいなということは実感しております。

評価システムの導入を今年度からと。ちょっと今年度は申しわけございませんが、今年度からは無理であります。前々から申し上げておりますように、今年度はこの機構を全部一度スクラップ、そして今度はビルドをするわけでありましてけれども。19年から新しい機構のなかでやっていこうという思いでありますので、19年で具体的な検討に入るといえるところかなというくらいしか今はちょっと申し上げられません。

なかなか導入にあたっての難しい部分も、これは関さんご存知ですので言わなくてもわかると思いますが、極力早く導入をして。これはまた確かに職員のためにも自分たちのやっぱり意欲を高めるためには必要なことだということは痛感しておりますので。極力早めに導入するという事でお許しいただきたいと思っております。

2 森林・林業振興について

山腹崩壊の実態。 農林課長、議会中に示されますか。（「できれば6月の議会位までお待ちいただければ」の声あり）またこの雪の状態もありますので、確かもっと広がると思っておりますので、6月議会には皆さん方に図上でお示しをして。そしてまた市民の皆さんにもこういう実態だと。これを何とか守っていこうとか、そういうキャンペーン的なこともまたやっていかなければならないと思っております。それはじゃあ6月の議会には提出をさせていただいて、また市民の皆さんにも広く啓蒙していくということでお許しをいただきたいと。

学校改築を木造で対応すべしということでありまして。今、保育園が、去年、一昨年か宮は。一昨年、六日町時代につくった宮も木造。そして地元産を使うということで。ただその地元産を使うというときに、公共事業になりますと非常に厳しい部分がありまして、乾燥部分でこの地域ではその施設がないんですね。津南の森林組合のところの木材センターですか。そこで乾燥をきちんとしてもらわないと、何とかという認証部分が出ないわけでありまして。それが非常に苦労いたしました。

せっかく地元産材を使ってやろうというときに、わざわざ津南まで持ち込んで、それで津南の森林組合のお世話になってまた持って来るという。これは非常に口スがありますので、森林組合の方にそのくらいのことできないのかというお話でした。組合のなかでも議論があったそうですが、とてもリスクが大き過ぎて、その部分の投資ができないということでありまして。

ですので本当にこの地域の地元産材を使うというのはちょっと難しい部分がありますが、

木造ではやっていこうと。そして極力使えるところには使ってもらおうという思いであります。

17年度予算で18年に予定をしております上町保育園も木造でありますので、極力地元の木材を使ってやっていこうと。学校改築につきましても木造で対応できる部分はやっていきます。今まで旧六日町では鉄筋コンクリート建てですけれども、内部の仕上げはほとんど木材でやってきておりました、木の暖かさや柔らかさを子供たちからも実感をしてもらおうということでそういう方法はとってきております。

構造によりましては、木造ではなかなか対応できないという部分も出ますけれども、そういうことであっても、内装については、内部の壁面とかそういう部分については、そういう木を使えるところは使っていこうという思いでありますのでよろしくお願いいたします。

3 大和都市計画事業見直しに関する答申書について

都市計画の関係であります。確かにそういうことありますので、担当課できちんと検討をまたさせて、よりよい方法、方向を見出していきたいというふうに思っております。今ここでどうも具体的にどうだ、どうだということが、私がちょっと申し上げられなくてすみません。担当課長、何か意見があったら言って下さい。（「特にございません」の声あり）そういうことで入念に検討させていただくということで、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

関 常幸君 1番の人事評価につきましては、19年度から具体的な検討に、首を傾げながら入るということありますので、今年度は研究をするというふうなことで理解をいたしましたので質問を終わります。

議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開は11時5分とします。

（午前10時48分）

議 長 休憩を閉じて本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（午前11時05分）

議 長 質問順位21番、議席番号2番・今井久美君。

今井久美君 どうも傍聴ご苦労さまです。2点ほど大項目で通告してあります。今後の施政方針について、地域防災についてと大項目2点です。

まず質問に先立ちまして、この冬の豪雪で亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。また被害にあわれた方々の一日も早い回復を切に願うものであります。この豪雪がなかったら、尊い命も失われなかったでしょうし、また市民の皆さんが一生懸命働いて収めていただいた税金も、もっと別な市民サービスの方に向けられたことであらまいしょう。私はこの地方自治体に関わるひとりの議員となったそのことを思って、これからこの豪雪の格差について日本のなかに住むこの不平等と言いますか、そういうことに一生懸命取り組んでいこうと思っております。何10億円もかけてやった除雪の仕事は、春になれば全部日本海に流れて何も残っていません。これが現実だと、そう思っております。では質問に移ります。

1 今後の市政方針について

今後の市政方針について伺います。昨年多くの先輩議員、市長、執行部が悩み、苦渋の決

断をして誕生した新南魚沼市。明治、昭和、平成と大合併を繰り返す、ようやく新しい目標に向かって進んでいこうとしているまさにそのとき、そのときを待っていたかのように、中央から「道州制」の話が出てまいりました。マスコミに登場することも日に日に多くなってまいりました。一体どういうことなのでありましょうか。

18年度予算。この案を私は見まして執行部が大変苦労して、不可能を可能にして作成したと、こう実感しております。私自身、自治財政のあり方にまだあまり詳しくありませんので、今勉強中です。県内の各地の予算案を見ていても、非常に苦労して作成をされております。交付税をあてにした市債を発行し、財調を取り崩し、税制改正と若干の景気回復による増収を期待して、最大限の市民サービスの維持を達成しようと苦しい予算案です。この果て、どうなるのでしょうか。

先日、市民と言いますか、政治に関わったことのある方に財政が大変厳しい話をしましたら、「いいこっつお、市は民間と違って潰れはしないがんに」と返事でした。愕然としました。自分も含め、みんながそう思っていなかったのでしょうか。県や国に頼めば何とかしてくれる。そのための政治だと。そう思っていたからこそ、この天文学的な国、地方あわせて1千兆円の財政赤字となってしまったのではないのでしょうか。

この先、日本の国の経済が拡大していかない限り、交付税の裏づけはありません。自治体からの要望と、後で交付税で出してやるということだけで、国と県、地方が太いチェーンのごとくに繋がっているわけです。そしてこれから権限、事務を市町村に委譲すると言っています。WTOを念頭においたと思われる農地の集積化。今国会提出の30万人規模の消防本部構想。また別立ての国交省の広域地方計画案。総務省の自治体破綻法制議論。

合併をなし終えた次は、道州制の枠のなかに追い込まれるのではないだろうか。だとしたら我々は10歩先を見て、どうしたらいいんでしょう。市民の安心、安全を守るため、かなり遠くを見て方向づけをしていく必要があると思います。市長の見解を伺います。

次に財政健全化により職員数を削減していくとのこと。合併して議員、三役も減ったのでありますから当然のことかも知れません。しかし職員の仕事の量はどうでしょうか。国、県からの権限、事務委譲はさらに進みます。我が国は法治国家であります。泉田知事が国に対して災害の交渉をするとき、箸の上げ下ろしまで注文をつけると、こう言っています。

我々は連合の解散ひとつとっても、細部にわたってすべて法で決まっております。方向づけは市長、議会がつけるにしても、すべては職員が法により措置していかなければなりません。総合計画を含め、大体の作成、計画作成は法によるもので、要求事項が決まっております。それにあわせ作成していく。小中学校の耐震含め、改築、改修。今までは事業ごとでした。それが一気に3年計画です。

これからは補助金、交付税を受けるにしても、今まで以上の競争となるでしょう。知恵と創意工夫が必要です。型どおりのものを上げていったら政治力のある自治体に負けてしまいます。財源はわずかに用意されているだけです。県の新年度予算のなかにも市町村を競わせる。積極的なところに重点配分する。専門職員の配置を求める事項もあります。土木建築の

技術職、税務行政の国、県と対等にわたりあえる専門知識と経験をもった職員が必要である。職員数を削減する分、専門知識の集団になっていく必要があると私は考えます。

市民のなかには職員給与の削減を当然と言う人もいます。今の民間の状況から見たらそうかも知れません。しかし私らが中学高校の頃、役場からの求人もありました。民間と違って倍と半分、否、もっと安かったように思います。民間のように儲かったといって海外旅行に行けるわけでもないし、ボーナスがいっぱい出るわけでもない。そもそも民間と公僕の職員とは根本的に違うところがあります。

今回の削減、このことを交渉した双方にとって断腸の思いであっただろうと。このことは市民おのおのも自覚しなければならないことだろうと思います。厳しい今を執行する職員でありますから、優秀な人材、熱意をもった人材が必要です。

我が家は代々大和病院に大変お世話になってきました。大和病院の家族のように接してくれる職員が好きだったんだらうと思います。どんな夜中の非常事態でも他で断られても、大和病院は対応してくれました。本当にありがたかった。基幹病院の勉強で大和病院で話を聞くことができました。先生と職員の熱意がわかりました。この地域医療に熱意を燃やす職員を絶対失ってはならない。私はそう思います。優秀な熱意をもった人材は相当の給料が支払われて当然だと、私は考えます。

質問が少し拡大したようですが、答弁は通告のとおり職員数が削減されるなか、専門知識をもった職員の育成が大事だと思っております。市長の考えを伺います。

2 地域防災について

次に地域防災について伺います。忘れられない7.13水害、中越地震を教訓にして市民の生命、財産を守るべく防災計画が作成されることと思います。市政方針のなかで県の防災計画の見直し、その結果に基づき市の計画を策定するとあります。長岡市においては、防災体制検討委員会を立ち上げ、細部を検討中であり、上越市は防災局を新設し、防災士を育成する方向を打ち出しております。地理地形もおおのの違いです。

しかし我々は中越地震の起因であったかどうか、これは学者の判断に委ねることとして、六日町断層帯の真っ只中に暮らしております。市独自の方向性を模索する必要もあると思いますが、考えを伺います。また目的は違いますが、消防庁からの同時進行中の国民保護計画と連動性はあるか伺います。

2番目として、自主防災組織についてであります。県は防災立県を掲げ、自主防災組織づくり支援する方針であります。我が市における自主防災組織の現状はどうなっているか伺います。

関連しまして、旧六日町地域の開発センターは防災の要であると思っております。4月より夜間、土日の常駐管理が変更になるというふうに聞いています。使用は可能なようですが、長年築きあげた地域コミュニティ、これに変動が生じると思われます。考えを伺います。

最後に防災訓練についてであります。これからつくりあげる防災計画のあり方。市と協定

している各組織、配備された防災無線、非常用自家発電等が正常に機能するか。防災訓練は不幸にしてこの地に大地震を含む、避けることのできない災害が発生したとき、被害を最小限に抑えるための年1回、市民全員が参加可能な訓練であります。より実際に即した訓練を実施し、そこから得られる多くの反省点を見出して改善し、市民の安全を最大限に図るべきと思うが、考えを伺います。

私は今現在も消防団に所属しております。現場の声を議会、行政に届けるべく今後も努力してまいります。市長、幹部の皆さんから理解を得まして、多くの職員も消防団活動に尽力をいただいております。今後もさらなる消防団活動にご理解をお願いしまして、壇上からの質問を終わります。

市長 今井議員の質問にお答えいたします。

1 今後の市政方針について

この「道州制」についてどう考えるかということでもあります。これが今議論されている背景につきまして、今ほどおっしゃっていただきましたので省かせていただきますけれども、この答申の骨子、これは今井さんはご存知でしょうし、皆さんご存知でしょうけれども、若干述べさせていただきます。国は外交、防衛、国税、これを始めとして、本来果たすべき役割を重点的に担っている。内政は自治体が行なうとこういうことを基本にする「新しい政府像」を確立するためということでありまして、自治体は道州と市町村の2層制、これに分けていこうという議論であります。現在は国、都道府県、市町村とこういうふうな3層になっているということでもあります。道州の区域例としては、全国を9、11、13、このブロックに分ける3案を提示したということでもあります。

このなかで正式な議論にはなっておりませんが、新潟県が北陸地域ですか、富山、金沢、福井の方まで含めた分でしょうか。ここと一緒になっても全く意味はないという議論もあります。金沢にはもう絶対かなわないと。新潟はですね。そういうことなかで、東京は別個でありますけれども、やはり関東圏に入ってそのなかで新潟県の優位性を出すべきだという、こういう議論も、これは正式ではありませんけど、識者が言っているのをちょっと聞いたことがあります。

こんなことで、都道府県の事務、これは大幅に市町村に委譲して、国の事務はできる限り道州に委譲するということでもありますけれども。今の市町村合併、これが本当に大きく進みまして、特に新潟県は112市町村がもう35市町村。確かその率的には全国で一番くらいではないかと思っております。そうなりますとこの県の空洞化といいますか、これは如実に現れてくるわけでありまして。そして新潟市が今度は政令指定都市になりますと、これは全くまた県とは別個の考え方になってきますので、そうなるともう新潟県なんてのは本当に県がいるのかという、そういう議論も当然出てくるものだと思っております。

これはときの流れ、そして新しい考え方のなかで浮上してきてもおかしくない議論だというふうに思っておりますが、私の今の率直な考え方は、今、道州制に即座に移行しても非常に混乱が出るだろうという思いであります。相当の議論を重ねてそしてコンセンサスを得な

ければ、もうなかなか理論的には、そして理想的には非常にいいとは思いますが、ちょっと今の段階ではまだまだ相当の無理があるかなという考えであります。

そしてこの形態につきまして、集権型・分権型、両方あるわけであります。集権型になりますと、またとにかく国の大きな出先機関になっていくということだけでありますので、今の形態と全く変わらない。数が減っていくというこれだけであります。やはり目指すところは導入されるとすれば、その分権型、ここにもっていかなければ、この意味はないというふうに思っております。

そして一番やはり危惧しますのは、これが導入されるという方向に向いたとき、この議論そのものが今井さんをご存知でしょうけども、霞ヶ関の解体というところにつながっていくわけであります。本当に国がこの道州制の導入に、国がと言いますか、官僚が、国家官僚がこのことに積極的になれるかどうか。ここも非常に大きな疑問があるところであります。

それぞれ先般新聞に出ておりました知事の考え方では、相当数の知事がその方向でいいということでもありますけども、なかには一部反対と言いますか、そういう県もあるわけあります。これも市町村合併とは違いまして、その県は反対だからひとつ残っていればいいやと。後、やれるところはやれということでは全く意味はなしませんので、やるとすればもう全国同時にやっていかないとその意味もないということでもあります。

いずれにいたしましても、大規模な権限委譲。これが本当に実現できるかどうか。こういうことがきちんと議論されて実行されないと、唱えただけで終わってしまうという危惧もあるところでもあります。

私がこれが良い、悪いはちょっと申し上げられませんが、現状ではちょっと無理があるかなというところでもありますけれども、今の日本の状況を考えますと、一気にこれが進んでいくということも考えられなくはありませんので、そうなった場合のやはり対応や、考え方はきちんともっていかなければなりません。状況を今、見守るとというのが、率直な感想であります。基本的には賛成ではありますけれども、やり方はなかなか簡単ではないという立場であります。

2番目の職員の技術職、行政職、税務の専門職化。これはもう本当に求められておりますし、今の私たちの市の機構を考えるとこれは非常に大切なことだというふうに思っております。しかし知識において今、私たちの市の職員が、国や県の職員と比較をして、知識的に劣るというふうには私は考えておりません。ただ権限がないわけであります。いくらその頭が良くいろいろなことを知っていても、知っていれば知っているほど市町村の権限というのは非常に小さいわけであります。ここをまず突破しなければならない。それで今、地方分権型ということ唱えて、それぞれ地方6団体もやっているわけでもありますけども。

しかし市町村の職員は市町村の職員でありますので、県の立場に立ったり、あるいは国の立場に立ったりして考えたことはないわけありますから、そういう視野の面では当然ですが、国県の職員から比べれば劣るということでもあります。知識的には私は、申し分ないとは言いませんけども、劣るものではないという考えであります。

そんな前提におきまして、やはりこれから本当にスペシャリストがいなければ成り立っていかないということだと思っております。市の職員に対して今、今井議員から大変な激励もいただきました。そういうことがまた市の職員の励みにもなるわけでありますので、批判は批判といたしましても、10回に1回くらい褒めてもらおうと非常に職員も喜ぶということでもあります。よろしくお願い申し上げます。

やはり若いうちにそれぞれの部署を経験させて、そして自分、その個人に一番あった職に配置をして専門職化していくということは、常に必要であります。それから採用に際に特にこの技術系の職員の採用は不可欠だと、これから思っております。以前、六日町でも技術専門職という募集をしたことあったんですけども、なかなか該当する人が出てこなかった。応募はあったようでありますけれども、何か点数が悪かったのか何だか採用にならなかったという部分もあって。

これはやはり今回の福祉センターの問題等も含めると、すべてそういうことは今、県任せであります。あるいは専門的な業者任せということでもあります。これを市の職員できちんとやれるという体制がとれたならば、そういう間違いもなかったのかもわかりませんし、今またそのための費用等もそうかけなくても済んだのかもわからんという、そういうこともあります。ですので特にこの技術職の専門。これはもう不可欠だと。

今、うちの市で1級建築士の資格をもっている職員が2名。2名ですか、いるようですが、これを取ってもうずっとそのことをやってきているわけではありませんので、やはり時代に即した知識をきちんと吸収していかなければ、その資格はあっても、技術がすぐ発揮ができないというこういう問題もあります。その専門職の養成も含めて採用もきちんと考えていかなければならない。

行政や税務につきましては、これは日々の仕事のなかできちんと身に付けていっていただけるものだと思いますが、やっぱりそういうことに特に長けた方を中途採用と言いますか、30代、40代になっても、この部門が必要だということであれば、それに対応する柔軟な採用制度は堅持していかなければならないと思っております。中途採用をしないということではありませんので、市のなかにそういう問題が発生するおそれがあるとか、どうしてもそのことが必要だということであれば、専門的な方を中途採用ということも含めて考えながらやっていきたいと。

今職員も、先ほど議員触れていただきましたように、私も昭和44年に六日町役場の職員になりました。当時の給与は3万円いったかいかないか。東京に出ている同級生は7万円、8万円という給料。よくこんなに安い給料でお前役場になんて入っているな、なんていうとも言われた覚えもありますがそういう時代もあったわけでありまして、今はこういう時代でありますので公務員が非常に矢面に立って槍玉にあげられますが、そういう過去もきちんとあったということは市政懇談会のなかでも私は申し上げてきました。職員は、別に擁護する意味ではありませんけれどもそういう部分もあると。ですから公務員であるが故に非難をされたり、攻撃をされたりという、そういう社会の雰囲気はあまりよくないことだと思っ

おります。

今回の5パーセント削減につきましても、昨日も申し上げました。本当に本来一番手をつけてはならない部分でありますけれども、しかしここをやらなければ市民の皆さんにサービスの低下を招いたり、あるいは各種団体の補助金のカットやそういうこともやはりできないわけであります。まず隗より始めよと、そういう思いやらせていただいたということであり

ます。このことは間違いなく、3年から5年で克服できるということで、思いであります。初日の所信表明の際にも若干触れましたけれども、明日伸びんがために今日縮むという、そういう心境で明日を見て頑張っていきたいと。職員もそういう思いで一緒になって協力していただけるものだと思っておりますが、また今井さんの方からもよろしく願いいたします。

2 地域防災について

地域防災についてであります。国民保護計画との連動性であります。市のこの防災計画につきましても、現在見直しでありまして、県が見直し作業中であります。これに連動して市もきちんと県との齟齬がないように、そして後戻りがないように頻繁に情報交換を行いながら策定をしていくと。早急に市の防災計画を策定するというところであります。

この国民保護法関係でありますけれども、武力攻撃、あるいは大規模テロ、これがあつた際に国民の生命、身体及び財産を保護するためのこの計画でありますけれども、この連動性については目的や想定が異なりますけれども、避難指示の伝達方法や、要避難地域の住民の皆さんを安全な地域に誘導避難させるための手段、手順。そして避難した住民に対する食料や飲料等の生活必需品、あるいは仮設住宅等の供給、そのうえにまた医療、あるいは通信手段の提供、それから安否情報。これらについては地域防災計画ときちんと連動させていかなければならない。ということで県ときちんと協議をしながら、早急に策定をするということ

であります。市の独自の方向性は当然、地域、地域で独自の部分というのはございますので、全体の計画のなかと齟齬が出ないようなかたちでの独自性は打ち出していかなければならないという思いであります。具体的にどこがということはまだ申し上げられませんが、そういう方向性はきちんと模索をしていきたいと。

自主防災組織づくりであります。これは今、議員もご承知だと思いますけれども、各行政区には区長会時にそれぞれ行政区の防災マニュアルこの案を提示いたしまして、防災対応の取組みをそれぞれの区に依頼しているところであります。行政区からは自主防災組織の設置届は別に徴していませんけれども、ほとんどの区でそれは設置をしていただいているものだと思っております。今後はそれらも確認をしながら一定レベルになるように市からまた支援をしていかなければならないという思いであります。

五十沢、城内、大巻の開発センターの件であります。確かにこれはもう地域の拠点施設でありますので、災害発生時にはそれぞれ、当然ですけれども方面隊の職員がきちんと駆けつけますし、それぞれの施設には防災無線をきちんと配備をするということであり

日直の廃止を新年度からさせていただきます。これはこのことによってコミュニティ機能が失われるということにはならないという判断であります。ならないという判断。そして昨日も今日も申し上げましたがこういうことも受けまして、この地域開発センター的な部分のあり方、その地域のあり方をもう一度見直そうということ。どういう組織になるかまだわかりませんがその地域、地域で自主性をもった活動ができるような、当然でありますけれども市の機構、そしてそれに連動した地域の機構をどういうふうに構築すればいいのか、それを考えていきたい。ですので開発センターのセンター長という方が今まだこの3地域にはいらっしゃいますが、この皆さん方は18年度は当然このままでありますけれども、それ以降はどういうかたちになっていくのか、これも含めて全部検討を加えていくということであります。

決してそれぞれの地域のコミュニティ機能が低下をしたり、あるいは先ほどの塩沢の話ではありませんけれども、合併によって地域が徐々に徐々に寂れていくという方向だけはとらない。そういう方向をきちんと模索をしていきたいということだにご理解をいただきたいと思えます。

防災訓練につきましては、これは年に1度今まで行なってきたわけでありまして、合併前からそれぞれの町で各地区持ち回りでやってきたわけでありまして。昨年は新市で初めて大和の三用小学校で防災訓練を行なわせていただきました。目的等は今さら申し上げるまでもありませんので申し上げますけれども、今までの防災訓練の方法が間違っているということではありません。

現に今までの成果の蓄積で16年の大震災、この際には本当に 私は当時六日町でありましたので、塩沢、大和のことまでは言及しませんが、六日町の消防団の皆さん、そして行政区長の皆さん方が非常にきちんとした連携をとっていただいた。情報の収集、伝達も、無線 いわゆるその情報伝達の手段がすべて失われたと、そういうなかで本当によくやっていただいたと。この連携がなければ、もっともっと混乱していたらと思うのでありまして、あらためて消防団、そして当時の区長さん方には御礼を申し上げたいと思えます。

これもやっぱり防災訓練とか、消防団の演習とか、こういうことの積み重ねのうえでああいう行動ができたものだというふうに思っておりますので、今までのことがそれなりの成果があります。さてこれから新しく整備をいたしました非常用電源といいますか、無停電施設、それから防災無線。これらの整備によってこれからの訓練のあり方はやはり当然見直しをする必要がある。消防団の皆さん方とそれぞれ協議をしながら、今年度の防災訓練についてどういうかたちでやっていけばいいか。

一部には突然やれという話もあるんですね。突然やって、それが本当のそのときの力が出ると思いますか、市民の皆さんも、職員も、消防団の皆さんも。ごく一部の幹部にだけ知らせておいて、突然やれとか、あるいは夜やれとか。いろいろご提案はありますが、急にそういうことができるとも思いませんけれども、やはり災害は前触れがあってやってくるわけではありません。突然災害が襲ったという、災害に襲われたというときの対応については、や

はり臨機応変に対応できる、そういう訓練をきちんとやっていきたいというふうに考えておりますので、また専門的な立場からもご指導いただきたいと思っております。以上であります。

今井久美君　　今ほど答弁いただきました。

1 今後の市政方針について

この道州制について私が今回質問させていただきましたのは、今日も日銀の量的緩和の報道がトップニュースで出ています。やるぞ、やるぞと言ってからやるわけですけれども。こういったことが県、国、今まででしたらクッションがあって我々のところに来るまでに、ある程度考える時間があったり。私らこの南魚沼市も大きくなったものですから、これが非常に早いスピードで即判断を求められる、そんな時期が来ると。そういうこともあったものですから、市長さんの考えを伺っておこうと。

私も議員になったとき、ものすごい優秀な有効に進んでいる市をひとつ目標にしながら財政を含めて自分で勉強していこうということで、岐阜県の各務原市をモデルにしながら進んで勉強してきました。10年前市長さんが選挙で勝ってから、税収が減ってきている。交付税、補助金が削減されるということを見越して自分たちの内部の調整を図って、今現在自主財源が61パーセントというところまで上ってきていると。今はホームページ等で調べられますので、私も見て羨ましいなど。

すべからく、自分のところであがってくるこの市税、自主財源が、これから自分たちのなかで市民サービスに向けられる。こういう塊になっていかないとなかなか強いものになっていかない。私はこの3日間の市長さんの答弁を聞いていたなかで、昨日でしたでしょうかちょっと忘れましたが、地場産業。もう我々も国、県を頼ってばかりはいられないと。市民も、市この行政ばかりを頼らないで自分のやることをやって、またそのなかで一緒に相談する、こういうことが必要だと。そういう答弁がありましたので、さすが市の首長をねらう、そういう人だなと思っております。これからもそのことを念頭において私らを指導してもらいたいと、こう思っております。

2 地域防災について

防災については、私も一緒になって考えなければならない。そういうことですのでこれ以上申し上げません。ただ防災訓練は、私は神戸の震災があったときから、特に今、市長言われたように急な訓練。そんな話も私は持論としてもっております。来週また防災訓練について早い時期の対応の会を設けてもらってあるようですし、私も私なりの案を消防本部に提出してあります。

ただそのなかで、やっぱりいつ襲ってくるかもわからない。防災訓練のとおりにはいかないわけですね。6時、7時の予定されていたときに始まらないのです。もちろん市長さんが災害本部長になる。市長さんが出張でいないとか出掛けていていない、こういうときも襲ってくるわけです。そしたらその初動体制をどうするか。そこらも含めて私はやはりひとつ脱皮した防災訓練を計画すべきではないかなというふうに思っております。

また地域コミュニティについては、12月の塩沢地域のコミュニティというなかで、五十沢、城内の旧六日町の開発センターのあり方、それをひとつに念頭に置いてという返答がありましたので、私はある意味期待をしていました。そういう話を聞いたものですから、なかなか1回築きあげたものが、これは利用できなくなるわけじゃありませんのでなんとか工夫は必要だと思いますけれども。

何しろ、夜、お年寄りや何かが集まる、そういうことを張り合いにしてやってきた方々もいますので、これがなくなるということはある意味、築きあげてきたお互いの睦み合い昨日も市長が豪雪のなかで答弁されていましたが、娘が親をとということで、隣近所がと。こういう災害時によりそういう気持ちが出るものですから、災害時にいちいち要援護ですとか、そんなことを考えてないわけです。もう目の前に被害が出ていれば、どこへでも飛んで行ってもう助けを求め、やると。これが災害ですので、その辺も含めて地域のコミュニティ、そこら辺を踏まえて、もう一度この地区の開発センターの対応についてはご答弁をお願いしたいと、こう思っています。

市長 再質問にお答えをいたします。

2 地域防災について

まず先に防災訓練についてであります。先ほど申し上げたとおりでありまして、やはり突発性、これを考慮しながらやっていくのがよりベターだと思います。私が不在ということも当然念頭におかなければなりませんので。私は今、地震以来、やっぱりいわゆる私の意思がどこかに伝わらなければなりませんので通信手段の確保ということでありまして、有線携帯という携帯電話を持たせていただいて出張の際は必ず持って行きます。去年だったですか、塩沢さんとまだ合併前でしたから去年の7月前後、出張していた際に東海道新幹に乗っておりましたら静岡付近で、あのとき千葉を震源にした東京でちょっと大きな震度5くらいの地震があった。新幹線が全部止まりまして、自分の携帯で電話を入れてもやはり全く通じませんでした。その有線携帯を使ったらすぐ通じたということで、これはやっぱり威力あるなど。

そういうこともありまして、意思の疎通といいますか、これはできるということですので、当然私がいなければ助役にそれをきちんと命令をして、助役からまず陣頭指揮をとってもらうということになります。

この防災訓練のなかで、やっぱり一番は今、今井さんおっしゃったことであります。積み重ねてきていますので、ある程度のことには対応できるんですが、いざぽんと出たときにどれだけの動きが本当にできるのかなんてのは、私もやっぱりわかりません。これはいずれかの機会に、防災訓練というかたちであるかないか別にいたしまして、ちょっと試験的なこともやってみなければならぬだろう。

いつか職員だけは期間を限定しまして、1週間の間ということだったですね。ちょっと緊急的な連絡が入ることがあると。そのときに何分で庁舎に全部来られるかということを試したことがありました。その内容についてはもしあれでしたら、総務課長から申し上げます。そういうこともありまして、やっぱり突発的な部分にどう対応できるかというのが、本当に

この防災上には非常に重要なことだと思っております。それをまた計画のなか、あるいは審議会といいますか協議のなかで、議員からもそれぞれまたご指導いただきたいと思っております。

開発センターの宿日直の廃止につきましては、そういう使い勝手が悪くならないように、その鍵をお願いする皆さん、それから職員も含めて今までより それは知っている人が泊まりになっていたから使いやすかったというそういうことは別にいたしまして 使い勝手の悪くないように、職員も含めて対応いたしますので、よろしくお願いたします。

そしてやっぱり基本的な地域コミュニティの考え方は、五十沢、城内、大巻の開発センターが非常に良かったんですね。ですのでそういうことをモデルにしながら。ただ市がその開発センター長を雇って置いておくような方向がいいのか。地域のなかで、ある程度市の方からその地域の整備やそういうことも含めて年間予算をある程度お渡しをして、そのなかで地域の皆さんがそれぞれ考えてやっていく方がいいのか。こういう問題もありまして検討させていただきたいということです。

地域コミュニティが低下するというようなことだけは絶対にしない。そういう方向でこの組織をきちんと1回つくりあげていきたいと思っておりますので、またそれぞれご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今井久美君 2 地域防災について

今、回答いただきました。特にその地域のコミュニティ。1回つくりあげましたこれを、年寄りがどこにどうしてまたそれを張り合いにして。医療のこれからの介護保険のあり方で予防的な処置をやるということについても、私がこのことについて心配して開発センターへ行ったときも、年寄り諸がちょうど集まってこれから運動するんだと、こういうような。それは日中でしたけれども。ひとつひとつが大きくなっていますのでこれをひとつ市長、元にしてまた塩沢地域、他の地域の方へいいものをモデルにしながら、拡大していくようお願いをして質問を終わります。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時といたします。

(午前11時46分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。なお、和田英夫君より葬儀のため2時30分から中退の届けが出ておりますので、早退の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午後1時00分)

議長 一般質問を続行いたします。

質問順位2番、議席番号21番・和田英夫君。

和田英夫君 それでは2点ほど質問をさせていただきます。

1 農業委員会に伺う

農業委員会の関係については、地域の農業委員の活動、あるいは「魚野のかけ橋」という農業委員会の機関紙など見ながら、日頃地域農業を推進されているという姿について高く評

働をしている1人であります。そういったなかで今日は特に廣田農業委員長さんからおいでいただいてひとつ考え方的一端をお聞かせをいただきたいと、こういうことであります。大変ご苦労さまでございました。

まず初めに平成17年9月1日に農地制度が改正をされ、さらに19年度からの新たな経営所得安定対策に向けての方針も各集落で示されました。これらの根幹は農地の流動、集積を行いながら農業経営の安定、向上対策と思われるわけでありますけれども、私はこの示された経営所得安定対策については必ずしも賛成の考え方をもっていないわけであります。

そういったなかで市長も今市政方針のなかでいわゆる19年度からの農業者農業団体が自ら主体となって進めていくシステムに移行するとともに、対象者を認定農業者と一定の条件を備えた集落営農組織に限定をしたいいわゆるその新たな経営所得安定対策。この実施に向けて市としても市農業の維持拡大を図るために関係団体と連携をしていきたいと。こういうふうを示されたわけであります。

優良農地の番人として農業委員会の対応を伺いたいわけでありますけれども、来年に向けてのいわゆる新たな政策に向けての集落での話し合いの中で、基礎的な知識として伺いたいなどこのように思っておるわけであります。

まず初めでありますけれども、今般の農地制度の改正では、集落における認定農業者、あるいは営農への組織への農地の集積目標を定めるなど、集落全体がひとつの経営体との考えのようであります。12月議会などでも認定農業者の数あるいはその集落営農組織の数などは、市長との間で議論されてきているわけでありますけれども、私は角度を変えて、現在のわかりやすく旧3町別に認定農業者なり集落営農組織への集積面積が一体どのくらいあるのか。それが全体の水田面積のなかで割合的にはどのくらいになっているのか。さらに5年後という数字を出したのは、この新たな経営安定対策のなかで5年以内の農業生産法人化の計画を作成するとこういうことも盛られているということでございますので。まあまあ5年後の認定農業者なり集落営農組織にそのどのくらいの面積を集積するのか。その辺についてまずお伺いしたいわけであります。

さらに新たな制度では市町村は、農地が遊休化あるいは耕作放棄等をしたり、あるいはそのおそれある地域に、その地元の農業法人、営農組織以外の法人に、こういう地域を設定をし、農地を貸し付けることができるというような制度のようであります。これがかつてといいますか株式会社の農業参入というような議論があったと思いますが、そういうことだろうと思うわけでありますけれど、こういう考え方について市の農業委員会としての見解をお伺いしたいわけであります。

さらに現在、耕作が行われていない遊休農地あるいは耕作放棄地が、全国的には増加をしておるようでありまして、そのために病害虫の温床なりあるいはその土砂の崩落等々、営農条件に支障が出てきているということです。この新たな農地制度では遊休農地解消プランというのを作りながら、特にその地域の農業委員会は従来にもましてこの解消プラン、これに積極的な指導、役割というものが位置づけられたようであります。そこで現在のわかりやす

く旧3町の遊休農地の現況と、さらに今後の、まあまあそのなかから農地復田の考え方がどうなっているのか。これをお伺いしたいわけであります。

さらに今度は新たな経営安定、所得安定対策の関係であります。これを推進するにはパンフレットでも出ておるわけでありまして、小中規模農家あるいは兼業農家等の役割分担による地域農業の建て直しと、こういうことの方が示されておるわけでありまして。そこで農業委員会は、いわゆる標準小作料、あるいは農作業賃金、あるいは農業機械作業料金。これはまあ標準的な料金でありますけれども、これらを決定する時の中心的な役割を担っておるわけでありまして。この農地の流動化あるいは集落営農組織化というものを考える時に最近のこの料金設定は、その流動化を促す、あるいは組織化を促すというという角度で見た時に、考え方が適正かどうか。これをひとつお伺いしたいと思うわけでありまして。

2 法定外公共物の活用は

次は市長をお願いをしたいわけでありまして。ちょっと質問のスペースが少ないということでご不満かと思いますが、中身は非常に濃いわけでありましてひとつお願いしたいわけでありまして。

平成12年4月1日の地方分権一括法施行に伴いまして、所管の国土交通省は道路法・河川法が適用されない、里道・水路ですね、赤線・青線といわれるわけでありまして。この法定外公共物を各自治体に譲与し、財産管理及び機能管理を自治体が行うことになったわけでありまして。この南魚沼市も所有権の移転は完了したと聞いているんですね、全体的には聞いておるわけでありまして、そこで市長にお伺いしたいわけでありまして。

市の将来像を考えながら、当該のこの資産、里道・水路等でありまして、資産及び利用等必要事項を定めた条例制定の考えはあるかないか。お伺いしたいわけでありまして。また将来、現在もそうでありまして、将来共に公共の目的に使用するという必要のない当該資産について、市民等への払い下げの考え方があるかないか。仮にこの払い下げの考え方があるとすれば、今の市の財政状況にももちろんそれが何らかの影響があるというふうに私は思っているんですけど。そういう影響は特にないと思うのか、ほどほどに貢献されるのか。その辺の考え方を伺って1回目の質問を終わります。

市長 和田議員の質問にお答えいたしますが、1番目の方は後ほど農業委員長がご答弁申し上げますのでよろしくお願いたします。

2 法定外公共物の活用は

2番目の法定外公共物についての考え方でありまして。現在この法定外公共物、いわゆる青線・赤線とありますが、この財産管理及び利用等の許可は、市が南魚沼市公共物管理条例これに基づいて行っております。機能管理につきましてはそれぞれの使用目的によりまして、各行政区、土地改良区、水利組合等が管理を行っております、それにつきましては砂利等の原材料支給をそれぞれ行っているというところでありまして。今、この資産管理の状況について支障なく行われておりますので、特別この新たな条例を作らなくても現在の条例の中で管理運営をやっていけることだと。今、十分だという考え方でありましてご理解をいただ

きたいと思います。

2番のこの払い下げの考え方がありますが、これは公共の用に供していない部分で売払い申請がありますと、この用途をいったん赤線・青線ですね道路・水路の用途をいったん廃止をいたしまして、一般財産に引き継いで売払いを実施しております。本年度、20件程度の申請がありました。これからもそういうことで用途廃止等が適当な申請には売払いに応じようと考えておりまして、だいたい年間300万円前後、この20件前後あってだいたい場所によっても違いますけれども、300万円前後であります。財政に及ぼす影響であります、額的には200万円～300万円でありますけれども、貴重な収入源でありますので極力、用途が不要な場合売払いをして、それこそまた買っていただいた市民の皆さんのお役に立てればと思っております。積極的にその売払いの方に力を注ぐということではありませんが、ご協力を願えればありがたいと思っております。以上であります。

農業委員長 1 農業委員会に伺う

和田議員のご質問にお答えをいたしておきます。まず最初に日頃の当委員会活動に対して評価をいただいたと、こうすることで大変感謝を申し上げたいと思います。これからも気を引き締めながら活動、取り組みをしてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

議員ご指摘のように、昨年9月1日に農業経営基盤強化法の改正がなされたわけです。このねらいは大きく分けて2つになろうかと思えます。1つは担い手に対する農地流動化の加速化。もう1点は遊休農地の発生防止とそれからその解消と。それに合わせていわゆるそのリース特区の全国展開といえますか。今まで特区はある限定された地域のなかで設けて行ったものを、今度は全国的に導入しようという政策でございます。

まず前段のその担い手に対する農地流動化の加速化ということは、これも議員ご存知かと思いますが、19年度よりあらたな経営安定対策が導入をされることは決定をされておるわけです。これに対して1つか2つの大きな基本要件があるわけです。1つは認定農業者であると。それからもう1点は面積要件。認定農業者を始めとする個別形態については4ヘクタール。あるいは集落営農に関しては20ヘクタールと、こういう面積要件が設けられております。これをすんなりクリアできる形態というのは、この南魚沼市のなかにおいては非常に限られた数でありまして、今後、濃いあの政策の中でいかにその担い手を確保、育成していくのかということが喫緊の大きな課題となっておりますのでございます。

ただ今、市内の2ヘクタール以上の耕作面積の方々をピックアップして、その中で考えを聞きながら意欲のある農業者の皆さんにいかに利用集積を図っていくかということが農業委員会の大きな役割のひとつになろうかと思えます。この辺のところは各関係機関と協力をしながらできるだけ多くのその対象者を作っていくということになろうかと思えます。

今1点、遊休農地の解消の件です。これは全国的に見ますと大変大きな問題になっております。今現在、全国で470万ヘクタールくらいの農地があるわけですが、05年の農業センサスの遊休農地の面積が38.5万ヘクタールという大変大きな面積が遊休農地化してお

るとというのが実態であるわけです。幸いにもこの南魚沼市におきましては魚沼米というトップブランドの産地でありまして、今現在はそういう心配がないわけですが、今後の農業情勢の変化によってはそういう遊休農地化していく農地が発生する可能性が否定できないと、懸念されておるところが今の現状かと思えます。

さて質問の第1点目に入ります。この旧3町別の認定農業者、集落営農組織への集積面積、いわゆる担い手に対しての集積面積と全体面積に対する割合、及びそれらの5年後はどうなるのか、こういうご質問でございますが、今現在、南魚沼市の農地の総面積は6,490ヘクタールというふうになっております。旧町別に報告いたしますと、旧六日町で全体面積が2,220ヘクタール、それから担い手の集積面積が434ヘクタール、率にいたしますと19.6パーセント。旧大和町におきましては全体農地面積が1,890ヘクタール、担い手の集積面積が525ヘクタール、率にいたしますと27.8パーセント。旧塩沢町においては全体の農地面積が2,380ヘクタール、担い手の集積面積が352ヘクタール、率にいたしまして14.8パーセントというふうになっております。

また5年後の目標面積、これは今、策定中の基本計画の中に定められるわけですが、旧3町及び全体の率を担い手に集積する率を58パーセント、3,659ヘクタールという目標を立てております。旧六日町におきましては1,253ヘクタール、旧大和町では1,061ヘクタール、旧塩沢町においては1,345ヘクタールというふうに目標を設定をいたしております。現在の集積率からすると大変高い目標を立てておるんですが、これら当然、新しい経営安定対策に向けての対応ということで、できるだけ多くの担い手の確保、育成に取り組むべき各関係機関と協力をしながらこの目標を主に目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2つ目といたしましては、冒頭にお話しましたようにリース特区の全国展開。これを市の農業委員会としてはどういうふうに考えておるのか、こういうご質問でございます。でき得るならばこういうかたちはやはり取りたくないわけです。その前段としてまず担い手にできるだけ移譲集積を図っていくということが、まず一番重要な最初の取り組みであろうかと思えます。しかしながら担い手への集積が困難である場合とか、あるいは地元農家のそういう合意が得られると、要件を満たす段階にあったその地域の設定がなった場合においては、やはり農業委員会としてはこれは遊休農地の発生の防止、解消とそういう観点から認めざるを得ないということになるかと考えております。

3番目の現在旧3町の遊休農地の現況と今後の農地復田対策はとこういうご質問です。これは遊休農地となるおそれがある農地、ということでご理解していただきたいんですが、今現在これも冒頭で申し上げましたように、この南魚沼市においては遊休農地はゼロというふうにとらえておるところであります。これも基本構成の中においては10年後には全体で383ヘクタールの遊休農地が発生するおそれがあるというふうに想定をいたしておるところでございます。これも各旧町別に報告いたしますと、旧六日町においては64ヘクタール、大和町においては65ヘクタール、旧塩沢町においては254ヘクタールということござ

います。もう1回申しますが、これはあくまで遊休農地となるおそれがある農地ということで推測される面積でございます。やはりでき得るならばそういうことにならないように、きちっとそういう担い手に対する集積等の取り組みを行うってことが、当然前提になるかと思えます。

4番目といたしましていわゆる標準小作料、農作業賃金、作業料金これが今の状況のなかで適正に設定されておるのかどうかというご質問でございます。まず標準小作料につきましては、これは農地法によって農業委員会が決定できるものというふうに定められております。今回、旧3町合併後、はじめて改定することになりました。それまでは区分あるいは標準小作料の額ともそれぞれ皆ばらばらで違っていたわけですが、この合併を機に統一していこうと。こういう考えのもとに小作料協議会というものを設置し、その中には受託者、委託者そして学識経験者、それぞれ5名以内でもって会を設立しなければならないという規定がございますので、それらの中できちんと農業委員会として案を提示し、当然それらは算出根拠等に基づいたものを協議会に示して、協議会の意見を聞きながら農業委員会の総会等で決定されるとういう手順になるかと思えます。そういったことで受託者、委託者あるいは学識経験者等の慎重な検討、協議をいただいて決定してございますので、当然これらは適正な小作料設定であるというふうに考えております。

もう1点の農作業賃金及び作業料金の方ですが、これは毎年改定をされるわけです。これも農業委員会が主体となって設定されるわけですが策定委員会というものを設けて、農業委員会それからJA、あるいは各生産組織の代表者の意見を聞きながら、その策定委員会にその意見を反映して、これも慎重に検討、協議して設定されるということです。特に農家段階の現場の声が相当部分、反映されているというふうに考えております。いずれにしてもそういう手順を踏みながら、今の現状にあったそれぞれの料金が設定されておるというふうに考えておるところであります。以上でございます。

和田英夫君 2 法定外公共物の活用は

それでは初めに市長の方の法定外公共物の関係でありますけれども。必要でないのはひとつ払い下げしていこうと、こういうことでわかりましたが。そこで市長、今、市民の年代的に、宅地を含め土地に愛着心なり執着心のあるのは、意外と年齢の多い皆さんだと思うんです。おそらく20代、30代の皆さんは、例えば自分の農地なり家の近くにあってもそれほどまでそういう関心を持たないと思うんです。したがって私はこの市長がせっかくそういうふうに積極的にそういうのは、という考えであるとするならば、ある程度早い段階に取り組むということも必要であります。

特に今、国を挙げて大借金ですが、個人資産はほどほどにあると報道されているわけです。2人に1人はあって、1人はないと、こういう統計学上のものでありまして、つまり個人は持っていらっしゃる方があるわけですので、そういうところと上手く用地が繋がれば効果的にそれはできるわけでありまして。

そこで市の財産にもなるわけですけど、ただ問題はこのことは私はあんまり不動産の関係

はわからないわけではありますが、面倒くさいとか金がかかるとかシステムがわからんとかと、そういうおそらく市民感情もあると思うんです。そこでせつかくですから、他の自治体では市の広報誌なりホームページで、そういう場合の払い下げの例えば手続きとかそういうことも示しているわけですから、ぜひ市の広報誌なりあるいは市のホームページあたりでこの辺もわかりやすく呼びかけるといことが、私はあっていいと思うんです。

それともう1つはいわゆる土地家屋調査士、この方々のお世話にならなければならないわけではありますが、聞くところによるとこの我が南魚沼郡にも、郡にもそういう土地家屋調査士なり行政書士あるいは司法書士の関係で、この公職協会六日町受益団とか・・・そういう皆さんの何か組織のようでもありますけれども。この方とほかの行政では、必ずしもこの法定外公物だけでなく、財産のそういう資産の払い下げ等々については、ある程度、全国の指導価格じゃない割り引いたかたちでの、行政とそういう協会で話し合いをしながら手続きを踏んでいるという話も聞いているんです。私はかつて大和の時代にもその当時の町長に聞いたことがあるんですけれども。したがってその指導価格で計算をしなくてもいいというようなことを聞いたわけですが。この辺ができたなら私はそういった面でわかりやすい手続きと、それからこの期間に限ってはひとつそういう協会の皆さんとの話し合いの上で、それほどお金がかからないでできますよというような。その辺も行政の姿勢としてできるんじゃないかなという気がしますが、この辺の市長のお考えをお伺いをしたいわけであり

1 農業委員会に伺う

それから農業委員長さん、大変詳しくご答弁ありがとうございました。そこで5年後の農地集積は58パーセント。かなり高いという言い方をしながらの答弁されたわけですが。実は先般の集落での座談会で、要はこれは転作の関係の説明会ですが、新たなこの所得政策の取り組みは、今までと同じその行政、農協あるいは農業委員、そういうことで取り組むのかという質問に、行政は一步引くんだという雰囲気の話がありました。もちろん市長もこの施政方針で言っているように、農業者なり農業団体が自ら率先してやるということにつながると思うんですが、確認の意味で農業委員長さん、例えばこの58パーセントを5年後の集積目標としてハードルは高いがしかし、農協、農業委員、土地改良の皆さんでやりながら、市、行政は後ろからついていくという認識で私どもは受け止めていいのか。このいわゆる新たな所得政策推進のため。この辺のお考えをお聞かせください。

それからこのその株式会社の農業参入の関係でありますけれども、実は私どもは今は上越市、あの当時は浦川原村の農業特区の視察をした経験を思い出しているわけではありますが。さるとてや株式会社には財産の、ほかの法人もあきらかに赤字の出るような農地には手を出さないんです。言ってみれば普通の農地をやっているんですね。そういう面で農業委員会としてもそういう制度は受け入れたいが、まず担い手を優先するが、もしそういう皆さんがいなかったらという。私は少なくとも今の段階で、この南魚沼市の農業人口構成を見ると、そういう制度を受け入れなくても当分はできるという認識なんです。スパンでいえば

ここ10年以内ぐらいはそういう地域の担い手になる農業生産組織で私はやっていけると思うんですが、その辺の認識を。いよいよなければやむを得ないというような先ほど会長の答弁ですけれども、であります。

さらに遊休農地ゼロだというご答弁ですが、そうすると解釈の違いで、遊休農地と耕作放棄地をおそらく別に考えていなさるのかなという気がするんです。おそらく耕作放棄でもう今、雑木林になっている。地目は田で。毎年、転作の確認で私も騒いでいるわけですが。そうするとそれは遊休農地と耕作放棄地というのを分けた考え方を委員会としてされているのか。私は耕作放棄地、地目は田、現状は荒地。これはかなりあるのかなという気がするわけですが、会長さんは今はゼロだと。将来的には先ほど数字で言った380ヘクタールぐらいが遊休農地化するであろうと、こういう見通しですけれども。ちょっとその辺の耕作放棄地は私はあると思います。

それと遊休農地の解消に真剣に取り組むという考えはいいわけではありますけれども、国の政策で減反政策が始まって、今ないが将来あるという、それはちょっと私違うんですけれども。いずれにしても国の政策で農地が荒れて、今度はそれを復田するのは、あまり言うことかかない所有者には農業委員会が勧告をするというのは、この農地法の改正の中の特徴ですね。あなたは復田しなさい、とこういう命令的なひとつの内容になっているということですが、それもある面やむを得ないと思うわけではありますが。だとすれば復田には国・県の助成があるというふうに認識しているわけです。国の米政策転換によって農地が荒れるということになればね。

私は今まで既にもうあるという認識で議論しているんですが、会長は今のところないという認識ですからちょっとその辺に温度差があるわけですが。いわゆる復田経費は国権の助成制度があるということで今、ちょっとお伺いをしたいわけがあります。

それでもう1つは最後のと申しますか、農作業料金、小作料を含めて、これは私は58パーセントの高いハードルを作るということは、逆を言えば政策誘導ですね、政策誘導。簡単に言えば例えば小作料はちょっと上げ目にする。作業料金を例えば下げ目にする。これはそこに担い手なり営農集団に農地を提供する場合のことを考えた時、そういう政策誘導がなければなかなかこの58パーセントというのは難しいような気がするんです。先ほど会長は協議会あるいは策定委員会の協議を経てやってよし、適正だという。もちろんそれは大きな間違いじゃないと思うんですが、集積をするという大きな目的のためには、そういう今までと違ったその小作料なり作業料金の政策誘導的に取り組む。私はあんまり好きじゃない。好きじゃないがそういうことも必要ではないかというふうに考えますのでお考えをお聞かせをください。

それからもう1つ最後ですが、どうしてもその58パーセント・・・42パーセントの皆さんは、自分で農業をやりたいという方は出るという見通しなんです。そこでこの新たな経営安定対策に参加しない、例えば中小規模の農業者なりあるいは兼業農家。この皆さんは国の制度では外れる。国の制度では外れるが、農業委員会としては参加しない皆さんはもう

かまわないのだというのか、この辺。国の制度にはどうしても乗っていかれない農家、兼業農家も含めて。そういう皆さんへの指導体制、この辺はどうなっているかちょっとお伺いいたします。

市長 2 法定外公共物の活用は

この払い下げの件であります。思いのほか進まないというのは今ちょっと確認しましたら、測量費が申請者もちであります。これが非常に高いと。土地の価格そのものはそう高い部分ではありませんけれども、そんなネックが若干あるようです。それで皆さんに呼びかける、いわゆる広報の部分とか、値段の部分等はこれから課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

財政課長 2 法定外公共物の活用は

それでは法定外公共物の件につきましてお答えをさせていただきます。今ほどのご質問にありました広報の件でございます。合併してからたまたまちょっとこちらの方の広報が、ちょっと手薄であったかなと思っておりますが、大和町の時代には地区ごとに終わると、その終わった地区ごとにその広報をしてかなり促進を図ったとこととでございます。

市になりまして土地開発公社の保有している遊休地があったり、あるいは普通財産でそういうところがあったりということで、17年度につきましてはそちらの方を優先させて公募なんかかなりさしてもらったと。結果的にはそう成果も上がったところではございませんけれども、そちらの方を重点とさせていただきました。18年度につきましては法定外公共物の方もおっしゃるような広報に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから登記の件でございます。登記料につきましてはご指摘のありましたように、土地家屋調査士とその会の皆さんと単価契約ということで、1件あたり登記をするといくらという単価契約を毎年度、当初始めに結んでおります。そういう登記の業務が出ればその金額でその1年間はお願ひすることになりますが、そのほかにも町では登記嘱託員を委嘱しております。嘱託員にしますとまたかなり安く登記もできますので、極力そちらの方も活用しながら登記事務を進めています。道路改良でいろいろまた工夫するとか用地買収に伴っての登記の業務も出てきますので、いろいろのなかで両方を活用しながら今、登記事務を進めているところでございます。

それからもう1点、今ほど市長の方でも話がありましたように、国の方から図上で所有権だけ払い下げを受けているという状況でございます。これを登記するということになりますと測量がどうしても必要になってきます。この測量が先ほど申し上げましたように、餉の銭よりも笹の銭ということで非常に高くかかりますし、面積はそこだけ測量をするということではなくて、大きい面積にかかりますと隣接地全部測量が必要になってくるというようなことで、場合によってはもう莫大もないそういう測量費がかかってくるというような。なかなかこれが一歩進まない状況かなとこう思っています。その辺もいろいろまた広報に努めながら対処してまいりたいとこう思っています。よろしくお願いいたします。

農業委員長 1 農業委員会に何う

和田議員の再質問にお答えをいたします。まず最初の1点目の新たな経営安定対策のそれに対する対応、その体制。これは例えば農業委員会が全部それを担って取り組んでいくというものではございません。これは私も冒頭前に申し上げましたように、これは市それからJ Aあるいは農業委員会、土改等々の関係機関ですね。これらでもってやはり連携しながら総合的に取り組んでいかないと、とても対応はできないわけでありまして。そういったなかで担い手総合支援協議会と、そういうものを昨年の4月に立ち上げまして、ようやくここに来て実際に動き始めたということです。今後よくその辺の連携を密にしたなかで、それぞれの役割分担に応じて、特に19年度から導入ですのでスピード感を持ったなかで取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから2番目の特区の件なんです。できるならばこれもまた言い返しのようになりますが、そういう状況にならないような事前の取り組みというものが、やはり私は一番重要かと思っております。要するに耕作放棄地そういう特定地域を指定しなければならないわけで、設定しなければならない。それにはその前提として、実際にそういう遊休農地あるいは耕作放棄地が発生してあるところとか、あるいはそういうおそれがあるとか、ある程度まとまったそういう危険性のある地域を設定して、いわゆる農業法人以外の法人に市が貸し付けると。それに対してその我々、農業委員会がその使用権とか貸借権の許認可を行うわけです。その辺のところはやはり我々農業委員会は、とにかくそうなる前の前段に、できるだけ地元の担い手に集積してそういう状態にならないようにしていくということが、私は第一義的に大変重要な部分だろうというふうに考えております。

それから3番目の遊休農地でしたか・・・(「遊休農地と耕作放棄農地の」の声あり)はい、わかりました。すみません。大変質問事項がいっぱいあって混乱をしておりますが。

いわゆるこの遊休農地の定義づけと申しますか。遊休農地といってもその内容を調べてみますといろいろな状況があるわけでありまして。一般的にこの農業センサスのそのとらえ方というのは私、よくは承知していないんですが、農業委員会系統のとらえ方といたしましては、1年間以上遊休化された農地と。そういうふうに定義づけられております。要するに1年間以上、作付けしなかった土地、農地ということです。

これに該当しない部分というのがあるんです。いわゆる遊休農地というのは今言ったような定義なんです。それに該当しない部分の農地、土地というのは当然あるわけでございます。ぱっと見た目ではちょっとわからないんですが 例えば生産調整に関わるその調整水田というのは見れば、もうすぐわかるんですが。例えば保全管理と。この辺はこの地域というのは保全管理に対応している部分があります。例えば山だとかそういうところは何年も何年も保全管理していますと、そうすると荒地になってくるわけでありまして。何年もいっただけ当然木も生えてくるわけですし、そういう部分が遊休農地として誤解されているふうに見られる部分というのはこれ当然ある、実際にあると思うんです。それが当然、減反の方にカウントされている農地でありますので、それは遊休農地とはいえないということです、という

ふうに思います。

それからあとはそれと似ているようなんですが、自然改廃。自然的にこれは保全管理とはまた別に本当に普通の農地が手入れを加えないで。例えば木が生えてきて大きくなっていつ改廃したと。実際にはもう農地としての機能を果たしていないと。そういう部分もありますし、あるいは圃場整理もしくは地力増進等の関係のものであって、実際には目的は地力増進で農地の維持をするための例えば作物を植えてあるとか、そういうものもこれは当然該当しないということだろうと思います。

あとは買い取って実質的に所有者が第三者に譲っており、耕地として利用できないという土地もあるわけです。そういったものはほかにもっと私、まだ確認できてない部分があるかと思えます。そういった今言ったようなことが、いわゆる遊休農地等に該当しない部分になるかというふうに考えています。あとは4点目が・・・(「政策誘導、小作料」の声あり)復田の件ですね。(「補助金」の声あり)この件は直接、農業委員会と関係ないと言ってはちょっと大変申しわけないんですが、復田に関しては、この補助に関しては、農業委員会としてはちょっと把握できておりません。私がただ今、申し上げましたように農業委員会としては把握しておりません。

それから小作料の機械作業料金ですか、この件です。この標準小作料のあり方といいますか、これはやはり耕作者が耕作を安定してできるための標準小作料であるというふうに、法律には定められておるところです。要するに経営が立ち行かなくなるようなそういう設定はしてはだめですよ。私も最初に申し上げたように、そのための土地残余方式ということで、いわゆる売上といいますかその祖収益から必要な経費、生産費を引いて、なおかつ営業者報酬をそこに入れながら、あといろいろな例えば転作とかそういったものを加味して、要するに受託者がそれによって経営が成り立つような標準小作料の設定をしておるといってございます。

あと機械作業料金につきましても、これも先ほど申し上げましたように各生産組織の代表者の意見をしっかり反映させてあると思えます。それぞれの各生産組織の意見をまず農協の米穀課長ですか、あるいは稲作振興協議会の会長が、あらかじめ策定委員会に出席する前にそれらの方々の意見を徴収して、その策定委員会のなかで反映しているということです。当然それらの生産組織のいわゆるために適正に設定してあるというふうに考えております。

もう1点ありましたか・・・(「その所得安定対策に参加しない、いわゆる兼業とか小規模の農家の指導体制は考えているのか」の声あり)これも先ほど申し上げましたように、担い手というのは2つの方法があるわけです。1つは個別形態の育成。それからもう1つは集落営農。個別形態というのは先ほど言いましたように面積条件が4ヘクタール、これは当然1町歩や2町歩の人になかなか難しいわけです。

となれば残る1つは集落営農の参加しかないわけです、可能性は。これもとてなかなかじゃあすぐ1年やそこらで立ち上げられる集落というのは。これはもう限定がされておるわけです。しかしながらこの政策というのは19年度だけじゃなくて、恒常的に5年なり10年

なり続いていく政策でありますので、そのなかでできるだけそういうかたちでもって参加していただきたいと。そういう面積要件に満たない農家の皆さん方は、そういう先ほど申し上げました担い手総合支援協議会のなかで、できるだけそちらの方に誘導していくということと取り組んでまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

和田英夫君 2 法定外公共物の活用は

市長、その法定外公共物の関係はわかりました。わかりましたが問題は、これを推進することにももちろん市の財政はそうですし、あるいはまた個人の市民のいわゆるお金を払えば満足感が達成することと、もう1つは先ほど言ったようにとにかくそうすると事業を起せば金が回るわけですからね。金が回ればまた所得税なり税金が上がってくるわけですから、これを推進していくというのはいいわけですが。

ここひとつ、財政課長が言っていますけれども、そこが政治の力なんですよ。せっかくそういう物件があるんだから、その関係業界と登記料を含めた 登記料も当初は全国一律の料金があったようですが、あれはいわゆる独禁法だかなんかで統一はけしからんということで指導価格、指導料金になっているわけです。これはかなり話し合いによって幅が厚くなったり薄くなったりするようでありますから、そこが政治ですから。ぜひ1つそういうもうちょっといわゆる俗に言う測量費等々、交渉で安くしながらという1つのこういうシステムを考えていただきたいということ、そういう考え私は持っています。

1 農業委員会に伺う

農業委員会、大変親切にご答弁ありがとうございました。ぜひ頑張っていたきたいわけですが、ただ遊休農地の関係。これは実は農林水産省のホームページで農地改革、農地制度改正のポイントの中の、さっき言った3つの特徴の中の1つに入るんです。遊休農地を解消するために農業委員会、場合によっては言うことを聞かない時にはいわゆる勧告制度を持ちながらということであるわけですから、ぜひこれはまたあとで調べていただきたいわけがあります。

1点だけ私は遊休農地と耕作放棄地の関係の 会長の認識が間違っているという意味じゃありませんが、私はあきらかにその地目は田で、もうよほどの金をかけなければどうしようもないところがあるわけですから。この辺を農地の番人たる農業委員会がそれを数字にあげないで、いや遊休農地という定義なのは今、南魚沼市はゼロだということがいささか残念でありますけれども。それ以上議論をすると、お前は農業委員になれなんて言われそうですのでここで議論をやめます。議論をやめますが、その農地の番人という立場でいわゆる荒れてる農地の実態を、やはりどういう位置づけであれきちんと確認をしながら、将来に向けて復田できれば復田できると、こういう私は姿勢がいいんじゃないかと思いますが、議論をやめます。ありがとうございました。

市長 2 法定外公共物の活用は

これは研究をさせていただきます。私の政治力でばんと解決できるという問題でもありませんので、ちょっとその関係業界の皆さんと研究をさせていただきたいと思っております。

和田英夫君 はい、終わります。

議長 質問順位23番、議席番号9番・遠山 力君。

遠山 力君 それでは通告の3件について質問いたします。

1 子育て世代に更なる応援を

子育て世代に更なる応援を。NHKの朝ドラ、「風のハルカ」がそろそろ大団円を迎えます。音楽祭を開催した時、倉田旅館のおやじ、藤 竜也ですけれどその人が、町の人々が楽しめないお祭りはだめだというようなことを言って、その次の年はいいお祭りになったようです。このことは大変印象に残りました。町の人たちが楽しめる町、町の人たちが好きになる町。それが人が集う町、お客が来る町、元気な町ではないでしょうか。

今回は子育て世代が好きになるという町についてテーマといたしました。この題目に子育て世代に更なる応援をと。「更なる」というのを加えたのは。市の子育て支援策を支持評価しているからであります。保育料の値下げ、医療費補助の充実、学童保育の拡大、その他など、意気込みがみられますので子育て世代の背中を大きく押してくれるものと期待しております。

私は泉田知事も話していますように、人口の流動化は既に始まっているものと思っております。若い世代も2007年問題の団塊の世代も、居心地の良いそして住みやすいところに移って住む。そっちに行くようなことが始まる、始まっていると思います。自治体はこれから選別されていきます。ちょうど南魚沼市のような農業それから観光、里山それがある地域は全国に相当たくさんあります。お互いにしのぎを削っています。若い世代が来てくれる、入ってくれるように。そうではなくてもせめて出て行かないような自治体となるためには、よそと違ったそういう施策、支援をしていかなければならないと思っております。今現在行っている支援策、予算書にもたくさん載っております。先ほどもお話ししました。それに加えてファミリーサポートセンター、これの設立についてはどういうふうにお考えか伺います。

次に昨日、寺口議員の質問の答弁にありました、「ほのぼの広場」。これについてはどういうものを予定しているかお伺いいたします。子育て世代はそろそろ家が欲しくなる頃という方が相当いらっしゃると思います。住宅ローンの利息。これについて応援、割り引いてやることはできないものでしょうか。

仕事、職場に関してであります。俺うちの職場は産休はとれるけれども、その後の職場への復帰が心配だという方が大勢いらっしゃると思います。望めば産休の途中からであっても、半日勤務とか時間勤務とか、そういうかたちで職場とのつながりが続けていかれるように事業主の方に働きかけてはいただけないものでしょうか。

2 基幹病院は粘りづよく

次に基幹病院についてお伺いします。基幹病院は粘り強くということであります。市長の所信表明を拝見すると基幹病院に関し、「運営主体、設置位置、機能、病床数など早期に方針を決定していただくよう、実現に向け県と連携しながら進めてまいります」となっています。私の国語力が貧弱なせいかもしれませんが、何かこう県に対して遠慮みたいなところがあって

気になります。

地域医療100年に渡る大事業であります。地域性、地域の要望など広く検討したうえで作られるべきものと思いますがいかがでしょうか。建設対策協議会、市役所内の検討会議、市立病院関係者の検討会などは機能していることは承知しております。が、しかし市民の皆様に広く意見を聞くのも大切ではないかと思えます。パブリックコメントもいいでしょう。座談会形式、ワークショップなどいろいろなやり方があると思えます。そうすればコンビニ病院で果たしていいのかとか、あるいは先だって出ましたけれども癌に強い病院、3つから5つ、これに手をあげるそうだが頑張ってくれとか。そういう様々な意見が出てきて、そうやってこの地域の医療のあり方についてあるべき姿をまとめ上げ、協議会なり市長なりがそれを示し、それがまた地域のうねり、声となってそれが協議会の背中をまた押すようになるのではないのでしょうか。

卒啄（そったく）同時と申します。外から親鳥がさすると同時に中からひよこが殻を突っついて無事元気に誕生するというところであります。県と地域のこのような共同作業があってこそ地域医療100年にふさわしい大事業がなされるのではないのでしょうか。

私たちは基幹病院に大きな期待をしています。が、基幹病院ができるまでの地域医療関係に少なからぬ不安を持っていらっしゃる方もおいでです。これができるのと職場環境が激変するのではないかという医療関係者の不安。またそれによって下越の方の某病院のようなことが起き、医療不安が起きたらどうしようという市民の側の不安があります。意欲を持って努め仕事を続けられるよう、また市民の皆様が安心して生活できるよう、地域医療の姿を早めに示すべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に医師の確保と研修医のことであります。新潟大学に全面的におんぶしていいのでしょうか。今、大切なことは、県と大学の考えをきちんと確かめ、開院間近になって思いがけないことが起きたなんてことはないようにすべきだと思います。新潟大学が魚沼分院に必要な医師、これをストックしているかどうか疑問であります。この地域全体の医師確保の問題として、奨学金制度の創設や県の施策に手をあげるとか、そういう最大限の努力をした上で県と粘り強く協議をしていただきたいものであります。いかがでしょうか。

3 国道17号線六日町バイパスの加速を

次に国道17号線六日町バイパスの件です。余川・小栗山間は既に工事が進んでおります。一見順調なようですが、国道253号線以北とか県道杉ノ島線より塩沢方面などにつきましては用地買収も進んでおりません。一部開通でも確かにありがたいことではあります。が、しかしバイパスである以上、全線がつながらなかったらその効果は半減、見込まれません。国道253号線にハーフインターでくっつけておしまい、なんていう声が聞こえてきたら大変であります。国道17号線関係の渋滞は年を追って豪儀になってきております。これは市の力の及ぶところではないかもしれませんが、市長から協力をネジを巻いていただき、現状のあり方とそれからこれからの見通しについてお考えを伺いたいと思えます。以上であります。

市長 遠山議員の質問にお答えいたします。

1 子育て世代に更なる応援を

子育て支援に更なる応援ということです。これは更なる応援、できることは何でもやっていこうと思っていますけれども、まず最初にその「ほのぼの広場」っていうものは、いわゆる保育園にまだ行っていない親子でその広場においでいただいて、そこに保育士さんを配置したりしておきます。そこで子育ての悩みであったり相談であったり、それらを親御さん同士でも話し合っていたきたいし、またそのサポートする職員もいるということでもあります。その六日町の保健センターで週3回、塩沢で週2回、大和は週1回だったか、今年度はまず開催してみようということでもあります。

要望がというか需要が非常に多ければ、これはまたそれなりに対応をしていくということでもあります。それが「ほのぼの広場」。保育園の全部ではありませんけれども拠点、拠点には子育て支援センターもございます。そういうことも含めて子育てに一生懸命サポートしていきたいということでもあります。

この具体的なファミリーサポート。これにつきましてはこの4月現在で県内の状況が12のファミリーサポートセンターが立ち上がっているそうでもあります。近くでは小千谷、見附がありますけれども、一番のネックが協力いただける提供会員、いわゆるサポートして、やろうという方ですね。この募集に非常に苦労しているという状況を伺っております。18年度は先ほど申し上げましたように、いろいろの施策の中にこの「ほのぼの広場」も入っておりますのでとりあえず、その状況を見ましてそういうファミリーサポートセンター的なものが必要だという部分がまた見出せるようであれば、これはそれなりにまた対応していかなければなりません。けれどもこれはまた行政だけでできる問題ではありませんので、市民の皆さん方から特に子育てを終えて経験のある議員の奥様あたりから、みんな一生懸命協力してもらえればいいのかという気もしますが、これは19年以降にまたそれぞれ取り組みをさせていただく。18年度は予算にもった部分、そしてこの「ほのぼの広場」、これらの中で対応させていただいて、またそのニーズを探っていきたいということでもあります。

職場での応援。これは一番大切なことだと思っております。前にも申し上げましたが塩沢との合併以前、旧南魚沼市のなかで50人以上の企業の皆さん方からおいでをいただいて、これ全員はおいでいただかなかったわけですがけれども。とにかく行政もやるけれども企業のなかでも1つでも、私たちの会社ではこういう子育て支援ができるのか、そういうことをちょっとやっていただきたいという願いもしたわけでもあります。けれどもとてとてこれ以上のことをやっていけば、会社がつぶれるということが大方の意見でありまして。それはそれとしてもう一度、今度は塩沢と合併をした後に、またそれぞれの該当する企業の皆さん方から一度お集まりいただいて、一緒になって相談して行きましょうということをお願いいたします。

新年度に入りますけれどもその機会をまた設けて、やっぱり職場である程度のことをきちんとやっていただくようにならないと、職場復帰ができないとか、こういうことが一番妨げ

になっている部分がございますので。そういうことも含めて一生懸命職場の皆さん、それから市民の皆さん方もやはりその意識の醸成をきちんとしていただくということだと思っておりますので、これは精力的に取り組んでいきたいと思っております。

2 基幹病院は粘りづよく

基幹病院問題であります。県への遠慮は特別ありません。ただこれは県が作るわけでありますので、私たちが建設をすることではありません。ですので南魚沼が主体になってやっていくというわけにはいかないということです。それからこの基幹病院につきましては南魚沼市内に立地はいたしますけれども、湯沢町もそうでありますし、魚沼市、十日町市、津南町これらを含んだ全体の基幹病院でありますので、南魚沼市だけの意見がどうこうということにはなり得ない。

ただ、立地をする当該地でありますので、相当主導的な部分はもっていけるだろうと思っております。このおっしゃっていただいたように医師会ともきちんとして今、相談を進めておりますし、庁内にはそういうプロジェクト的なものを設けたり。市民の皆さん方のご意見を伺えということではありますが、伺って悪いということではありませんけれども、ただこの基幹病院の概要的なものが、じゃあ具体的にどこに立地をしてどういう体系でいくんだということがはっきりしないうちに、いろいろご意見を伺って何でもできなかったなんて話は非常に困るわけがあります。

先般も申し上げました。具体的に申し上げますと、建設される位置によってその基幹病院の性格そのものも大きく変わってくるというふうに私は理解しております。1次医療から3次、いわゆる高度救急医療までまかなう病院になるのか。3次に特化するのか。この辺も非常に大きな違いが出ますし、あるいは2次、3次をやるということになるのか。一応基本的には3次医療に特化ということは今、県は言っておりますけれども、これはやっぱり立地場所によってはそういうことではいかなくなるということもあります。ですので具体的な部分が判明をし、そして市の考え方もある程度の方向性を見出していたところでなければ、なかなかまったく真っ白なキャンパスの上に物を描けというものではどうもございませんので、そこはひとつ議員もご理解をいただきたいと思っております。

基幹病院ができるまでの間の問題点は沢山ございます。県立六日町病院も含めたこの医療圏の問題も出てきますし、大和病院の職員の皆さん方のモチベーションやそういう部分も出てまいります。それに不安を感じていただかないように、私も2回だか3回大和の病院の職員の皆さんには、身分の保証はきちんとやりますからということをまず申し上げてあります。

ただそれだけでは、確かいずれ今のような形態で病院がなくなるんじゃないかとか、やりがいなくなるんじゃないかという、そういう心配もあろうかと思ひまして、堀内先生を座長にさせていただいて、その基幹病院のあり方も含めた地域医療をきちんと考えていただいて。そして医師の皆さんも含めたその体制はどうあるべきだとか、そういうことをきちんと出していただければ、決してやる気をなくして先生方が退職をされていくということにはならないと思っております。

今まだその基幹病院ができるまでの間は、この地域はこれだけのまだ医療体制でありますから、とてもこれ以下になっていくということは本当に大変なことであります。ですからそれはきちんと、まあ阻止ということではありませんけれども、そうならないような方策をやっていくということですけども。やっぱりそういうことを招かないためにも1日も早くきちんとした構想を県からも引き出し、全体に発表できるようなそういう構想を早く導き出すというのが私たちの今の仕事だというふうに思っております。

新大におんぶに抱っこという考え方では全くありません。医師会の皆さん方ともこのお話をいたしました。経営に全くタッチをしないで医師の派遣だけできるのかとそういう疑問は医師会の皆さん方のなかにもありました。私もそれは当然でありますけれども。医師の確保については、新大はですから今いる新大病院から医師を全部派遣できるなんていうことはあり得ないことであります。今でも手いっぱいですから。ですので新大の派遣職員と申しますかそういうこと、あるいは東京でも大阪でもそちらからでも医師をひっぱり来て新大の職員としての位置づけをさせて、基幹病院に派遣をして2年なり3年なり。出て行くところでまたきちんとした地位を与えてまた送り出していく。という方向も考えながらということをお新大の先生からも伺っておりますので。

今いる新大の職員が、医師が全部来るということではございません。新大というブランドであるかどうかは別として、それを駆使したなかで全国からやっぱり医師の招へいをするという考え方も相当あるようであります。これが実現するかどうかはまだわかりません。おんぶに抱っこ、おんぶに抱っこ、これ医師会の皆さん方もちょっとそういうことを申し上げましたが、皆さん方もそれぞれ研修をなさっていてそういう話をもし伺っているのかもわかりませんが、決して新大に100パーセントもおんぶに抱っこで我々は何もしなくていいんだという考え方ではございません。

現に今いる大和病院の医師、看護師、この皆さん方は基幹病院の職員となつていただく部分だという、でなければ地元でそういう協力がなければ基幹病院が成り立たないという、そういう話も出ておりますので。当然ですが今現在こちらにいらっしゃるお医者さんや看護師さんやそれに関係する皆さん方も、基幹病院がどういう運営形態になるかまだわかりませんが、そちらの方に協力いただかなければならないという部分だ出てくるわけでありまして。

全部が全部、新大にお任せということではありませんで、特にわが市はその大和病院という部分を抱えておりますので、職員の問題についてもこれは県とはほかの自治体とは違った協議をきちんとやっていかなければならないという考え方でありまして。

何にしましても構想を早く打ち出して、その目標に向かって進んでいくということでありまして。一度これも先般ちょっと触れましたけれども、早い時期に具体的な建設位置まで含めた会議があるという方向ではありましたが、直前に知事が基幹病院だけではなくて、基幹病院を中心にした新しい地域づくり、町づくり。その姿を考えるとというレクチャーが入りまして、その構想を今、県が一案二案と練っているところであります。その案を今度は私たちに

また示していただいて、我々の希望や要望もその中に取り入れてそして進んでいくという形になると思いますので。まだその提示がいつになるかというのはお聞きしておりませんが、そう先になる話ではないと。

それからもう1つ新年度から、これはもうご承知だと思いますが予算を100万円つけて調査に入ると。そして専属班を医薬国保課の中に設けてこのことにあたっていくという、一歩も二歩も前進した状況でありますのでご理解いただきたいと思います。

3 国道17号線六日町バイパスの加速を

17号バイパスでありますけれども、私もようやく旧六日町の旧塩沢よりまでの用地買収が完了いたしました。それぞれご協力いただきましてありがとうございました。今度はこれから塩沢方面に向かうのか、庄之又方面に向かうのかというこの選択をしなければならぬわけでありまして、国交省とも冗談まじりのなかでどっちへいけば一番いいんだろうというふうなお話をしております。

ただ進んでおりますのは塩沢地域の方でありまして、これは丈量測量まで終わっているということでありまして。庄之又地域はまだそこまでいっておりません。やはり私たちにすれば同時に一日も早く進めてもらいたいと思っておりますが、いずれかのこれだけ財政の厳しい、国の方も厳しい状況であります。同時に進行するなんてことはあり得ませんけれども、1日も早くこれが開通できるように私たちも一生懸命、国交省と協議を重ねていくとこれ以外に今申し上げるところはございませんが。

中途の253と県道平石西ノ裏線の間、この間だけでもやはり暫定的にでも早く開通していただいて、効果がこれだけあるんだと。これが出ればやっぱり建設促進に弾みがつくということだと思っておりますので。この工事の方もやはり早く暫定2社でありますけれども早くやっていただいて、やっぱり効果のほどをきちんと示せば、また弾みがつくということでもありますのでこれも合わせてやっていくというところでもあります。議員もまた余川方面ではそれぞれ関係者でございますので、十分にご協力、絶大なご支援をお願い申し上げまして答弁いたします。

遠山 力君 1 子育て世代に更なる応援を

サポートセンターにつきましては提供者がということでちょっと残念だったんですが、これは大きな期待をしております。それから私が利子補給の話をしたら皆さんお笑いになったんですけど、これは実際にやっている金融機関があるんです。それから上越市の方の新聞によりますと、子供の部屋を増築する時は補助をする制度を18年度から始めたいというようなことがありました。お金じゃないという話もありますけれど、子育て世代、やっぱり一番必要なのはお金のようになります。利子補給は子供1人だと何パーセントですか、それで2人だと何パーセントというようにして引いていくと、大変家も作りやすくなるがじゃないかなと思っておりますので答弁をお願いします。

それから産休中の時間勤務のことにしましては、つい最近もあちこちの新聞にいっぱい出ておりました。育休中につきまして半日勤務とか1時間勤務。おっぱいをくれる時間とか

あるいはちょっとしたその時間をもらう。そういうのが大企業の一覧表とかがみんなありましたけれど。産休中といたしますのは、子供を育てるストレスとそれから職場の不安と2つあるわけなんです。それで半日勤務をできるようになって職場の方に行くと、そのところである意味では これは元気がいい方なんですけれど、ある意味では 子育てのストレスから開放されるという効果もありまして、それが進んでいくといいなと思っております。

じゃあ職場に行っている間どうするんだといたしますと、おじいちゃん、おばあちゃんがいる家庭ならそれができますけれども、いないところは今度はそのボランティアばあちゃん、ボランティアじいちゃんみたいなのをまた考えていって、そういう方が一時見てくれる。これはサポートセンターと似たりよったりなんですけど、少し違うのは無償とか相対でできればいいなと思っておりますが、それについてのお考えを伺います。

2 基幹病院は粘りづよく

基幹病院についてであります。堀内先生を座長にしてこの地域のあり方を検討なさっているということは大変いいことでもあります。ただそれが基幹病院に生かせるかどうかということは、県が作ってくれるものですので県の方からこうだよと言ってくれば、もう既にそうになってしまうということになる。と堀内先生とその方たちが一生懸命考えたことが、県からきてからそれが出て遅いんじゃないかなと私は思うわけです。

それが先に県の方に行って、県の担当がそれを含めて考える。それが先ほど私が申し上げた遠慮があるんじゃないかなという心配の1つなんです。そこら辺をもう1回答弁をお願いします。

それから基幹病院のことではありますが、これも市長からぜひ言ってもらいたいんですが。昨年12月の県の福祉保健課文書の予定表には、基幹病院の規模、機能、意向確認と周辺病院の規模、意向の確認は、片方は今年の9月であり、片方は来年の2月になっております。こういうものは同時進行で行うべきだと思いますが、これはやっぱり申し込んでいただきたいと思います。

それから救急救命士の研修であります。現在、魚沼消防本部に救急救命士が12名おります。この方たちは仕事を始めると毎年、約8日間、実働の時間で8日間病院研修を受けなければなりません。今現在もやっておりますけれども、腕をずっとあるレベルに保つためにはそれはもう完全にしなければならぬんですが、救急関係でもってその研修がきちんとできるよう、これも早い時間から県の方に言うておく必要があると思うんですがひとついかがでしょうか。

それからヘリポートは私が質問した時、当然作ってもらうというお話だし作るようになるかと思うんですが、新潟にいる人の頭で設計をするとそこらに広場があればヘリポートになるだろうと言いますが、このあたりには雪がありますのでぜひ屋上にして、それから出入りについては専用のエレベーターみたいなものを作って救急室とつなぐようなものを、県の方に申し込んでいただきたいと思います。

そしてそれに関連するんですが今度は置賜に行ったとき事務長が言ったんですが、「おい、

後から考えると、これほどごうぎにしなければよかったというところもあったいや」ということでもあります。と言いますのは造るのだから、どうせ100年のを作るのだから、あれもこれもあれもこれも全部やってしまうということでもって、過剰投資といいますか後年度にランニングコストがかかって、やあやあこんなつもりじゃなかった、ということのないような。これは今までの言っていたのとちょっと一步引けたようなんですが、相反するようですけどもこれは大事なことだと思いますので、お考えに入れておいていただきたいと思えます。以上2回目の質問にいたします。

市長 再質問にお答えいたします。

1 子育て世代に更なる応援を

1つは失礼いたしました。この利子補給の件についてですが、これはちょっと今まだ全く念頭になかったことでありまして、今ちょっと検討を加えるというところまでまだ行っておりません。昨日だったでしょうか。公営住宅の優先枠とかですね、優先枠とは言いませんけれども、子育て中の夫婦に対して相当配慮をしながら入居の選考をしていこうということもありますし、子育て中にその夫婦で自宅を購入してある、住宅ローンを利用して。そういう家族がまたどの程度あるのか。そういうことも含めると、例えばそういう人たちにはその支援はあるけれどもアパートに入っている方にはないとか。そういう部分もちょっとありまして、研究はしてみますが検討というところまで行けるかどうかちょっとわかりません。あまりこう期待をしないで待っていただきたいと思っております。

それからそのやっぱり職場の件につきましては、これは先ほども申し上げましたが、やっぱり具体的にそれは個々別々で、自分たちの会社ではこういうことはできるけれどもここまではとてもだめだとか、大きな企業の中でも相当、男性も含めて育児休業の取得や医療看護の休暇、それからファミリーフレンド休暇、そして育児時間の勤務制度、こういう部分を取り入れているところもあるんです。やっぱり大きな部分は、中小、特に小になりますとなかなかそこまで進みませんが、ほんの1つ、うちの会社では例えば託児所を置こうとか、今、議員おっしゃったように半日出てきてもらえばいいやとか、そういうことも含めてそれぞれ別々でしょうけれども、とにかくここをきちんと切り抜けないと一番困るのは自治体や国ではありますけれども、その次は会社であります。やはり自分たちの会社の人材がなくなっていくところでもありますから、そういうことも含めてこれこそ粘り強く会社の皆さん方とお話し合いをしていきたいと思っております。

2 基幹病院は粘りづよく

基幹病院の件であります。これは県がある程度の構想を示してきてからでは遅いということではありません。県は県なりの考え方を持ってきますから、私たちの考え方とそこで付け合せていただいて整合性を図ってやっていこうということで、これは約束してあります。ですから県がこうして持ってきたからもうこれで行けということには絶対なり得ません。地元の意見もきちんと取り入れて、それで地元としてはじゃあどういふかたちが一番いいのかということ今、庁内で堀内先生を座長にして検討していただいている。あまりにも具体的な

部分がまだ出てきていませんので、ちょっとこうなんといえますかね足踏み状態だと思っております。建設場所が特定して出てきますと、相当検討は進むと思えます。その辺も含めて県に一日も早くというお話をしているところであります。

救命士の問題、ヘリポートの問題。これはおっしゃるとおりであります。ヘリポートは当然屋上に設けてもらうという、これはもう検討委員会の段階で基本的な部分のなかでその話はしてありますのでこれは間違いのないものだと思いますが、また確認をしながら進めていってみたいと思っております。

私たちが県が作ってくれるんだからとにかくこの際だから、大きいいいものというその思いはありますけれども、やはり地域のその実情に合ったことではありませんと、後々やはり経営に支障をきたしたりそういうことも生じますので、それはやっぱり華美に過大にならないように。しかしながらあまりにも遠慮しすぎて、こうしておけば良かったなんてことにならないようにという今、非常に難しいところでもありますけれども。これはやはり医師会の先生方、あるいは病院関係の皆さん、それらときちんと相談をし合いながら適当な機能を備えた、適当の大きさということだと思っております。人口はやはり徐々に減っていつているわけでありまして、これからもまだちょっと止まりませんのでその辺も考慮しながら、他の自治体の皆さん方ともよく相談をし合いながらということではありますが、間違いのないような方向だけは見出していきたいと思っております。

バイパスはよかったですね。(「バイパスはいらなかったです」の声あり)以上であります、どうぞよろしくお願いいたします。

遠山 力君 終わります。

議 長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は2時50分といたします。

(午2時30分)

議 長 休憩を閉じて本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(午後2時50分)

議 長 質問順位24番、議席番号25番・角谷英一君。

角谷英一君 3日目の一般質問で皆さん大変お疲れでございます。終盤になりましたがもう少しご辛抱願いたいと思えます。できるだけ簡略に質問したいと思えます。

この度の大雪については何人かの同僚議員の皆さんから話がありましたが、本当に大変でありました。振り返ってみるといくつかの問題もありました。その中で今回2点だけ通告をしておきましたのでお伺いしたいと思います。

1 歩道除雪について

1つ目は歩道除雪について。本当に豪雪だったのでやむを得ない状況が多かったと思えますが、例年も住民の皆さんの苦情を多く耳にしております。歩道の排雪が車道へ出るために消雪パイプ設置道路の道幅が非常に狭くなり、車の交差が大変であり危険も伴っている現状が多く見られました。歩道除雪も通学路になっているので大変重要ですが、なんとかかよりよい除雪方法が考えられないか伺いたいと思えます。

2 地盤沈下対策について

2つ目に地盤沈下対策について、先般の新聞報道にも取り上げられておりましたが、市民の目から見て、市全体の中心地が特に日本一の地盤沈下地区であり、今後どのような対応を考えているのか。特に公共施設について、建築物だけではなくて地下埋設物が多くありますので大変な問題と感じますが、どのような対応を考えているか伺います。

またこれは一体になりますが、地盤沈下とこの地下水についての関係でございますが、地下水消雪についても今後どのような対応を考えているか伺いたいところであります。短いですが、壇上から以上質問をさせていただきます。

市長 角谷議員の質問にお答えをいたします。本当に短くて私の答弁が10倍くらいになるかもわかりませんが、現状もありますし考え方もありますのでそれこそなるべく簡潔に述べますけれども、若干お聞きをいただきたいと思っております。

1 歩道除雪について

歩道除雪でありますけれども、今おっしゃっていただいたように大変な状況でありまして、歩道除雪に限らずですがこれだけ降りますと、なかなかこの消雪パイプ路線で幅員をきちんと確保しろというのは、今の機械力、機械の保有台数ではなかなか厳しい状況があるということ。これはご承知をいただけたらと思っております。一時塩沢地域の皆さん方からお電話がありまして、業者のその除雪に携わっている業者であるかどうかはわかりませんが、業者がやってもいいよと、無償でやってもいいよと。なぜその協力を呼びかけてくれないんだというようなお話も1回ありまして、それはすぐ対応させていただいて、業者の方からほんの一部のところだったと思えますけれども協力をいただいて拡幅をしたというような事例もございました。

これがなかなか言うはやすしであります、簡単に実現できないことでありまして、これから今回のこの豪雪を体験させていただいて、いい経験だということではありませんけれどもこの経験を生かすということではあります。やはり状況に応じて一方通行規制、これらも検討しなければならないと思います。それから今年、この冬はPTAの皆さん方や先生方からもそれぞれ協力をいただいた地域もありました。そのPTA、地域の皆さん、先生方による通学路の除雪協力もお願いをしなければならないという部分が出てくるだろうと。これはやはりこういう非常時でありますのでそのお願いもきちんと今度はやっていこうと思っております。

それから旧六日町のなかで多く見受けられましたが、家の前の路面、道路ですね、流雪溝がずっと配置をしてありますが、きちんとその流雪溝を利用して片付けていただいているところと、本当にもう自分の家の入り口だけにして周りがかまわないうという、そういうところが如実に出たわけです。そういう部分もなかなか市や県や国がそこまでの対応というのは難しい部分がありますので、市民の皆さんにそういう面でのご協力も、生活道路の雪片付け、それから入り口ばかりではなくて一応周辺的な部分も協力いただけるような、そういうこともまた市民の皆さんにPR、お願いをしていかなければならないと思っております。

そんなことを考えながらできるだけ市民の皆さんとも協力しあいながらということであり、市といたしましても除雪の今の体制でいいのかという部分が残っております。例えば駅裏の除雪をする方が、全く違った相当遠いところに自分の機械を配置してあるとか、その除雪現場に行くまでに非常に時間がかかる部分があったりとか、そういう非効率な部分もあります。全市を網羅するなかでそういう効率的な除雪体制、これはやっぱりもう1回見直してきちんとやっていけば、そこで若干の時間的な余裕が出るわけであり、除雪も丁寧になりますし、またそういう面で普段除雪路線でない部分にも、時間がそこで生み出せば回れるということでもあります。そんな対応を考えながらということで抜本的な対策ではございませんが、そういうことを考えながらまたやっていきたいと思っております。

それから昨日もこれちょっと申し上げましたが地域の皆さん方が、除雪機械を購入していただいて地域の皆さんでまた除雪をしていただくという部分も、特に市街地の中は考えていかなければならないと思っております。

歩道除雪はこれだけの雪が降った時には止めるという話もありました。しかし今、議員おっしゃったようにこれはやはり通学路になっておりまして、歩行者の安全確保という面から見ると、歩道除雪をしないということにはいたしません。その辺の隘路をどう解決していくかというのは問題であります、今申し上げたようなことを実践しながら極力市民の皆さん方の交通安全や、そして交通に支障がないような方法を、徐々に徐々に見出していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

2 地盤沈下対策について

地盤沈下につきましては経過はもうご存知でありますので特別は申し上げますが、この地盤沈下、要はただ水を汲み上げていわゆる普通の工業用事的な考え方ではありません。水の持っている熱エネルギー、これをも利用しながら雪を消しているという状況であります。ですのでその代替熱源、水だけであれば例えば川の水を汲み上げてくれば、という部分が出ますけれども、熱量的にその部分を代替するというのは非常に難しい問題だと思っております。

昭和50年代からこの累計沈下量60センチ以上になっている場所もあるということであり、今までも地下埋設物の破断などの被害も出ておりますし、これからはやはり下水道そして当然ですが水道も非常に影響が心配されるところであります。旧六日町ではこの総揚水量を削減するという事で道路用の消雪パイプ、国・県を含めて約100本、これはこの沈下区域内にあるわけであり、これを集中管理システムということで実施をしております。この集中管理システムによりまして、その当時の観測結果から約30パーセントの揚水量の削減といえますか節約ができたという結果も出ております。

こういう取り組みのほかに地下水利用協力員、これらも設置をいたしまして地下水の無駄遣いについてなるべく無駄遣いをしないようにという啓発を進めてきております。当然ですけれども市報で市民の皆さんへの協力、情報提供、あるいは地下水の水位が低下した、著しい時ですね。エフエム雪国の放送等によって市民への節水への協力も呼びかけているという

ところであります。

一定の効果はそういうことで見ておりますが、今年はまだ6センチ、今のところでもう6センチ沈下ということでありまして、9月頃にはある程度この水準測量をまたやるということでありまして、6センチではどうも済まないだろうということでありまして本当にこの抜本的な対策が急がれているわけでありまして。

現在、専門業者に委託しての代替設備これは例であげますと遠赤外線式システム、あるいは地熱式ヒートパイプシステム、熱交換システムそれから温泉熱の利用、下水排水の利用。そして三国川ダムの水利用と、これは今度は水道事業の会計の中に入りましたけれども広域水道企業団で設置しておりました水であります。水道水であります。実質的には5割強しか利用しておりませんので、40数パーセントの余裕があるわけでありまして。これを使って何とかならないかと。今、公共施設のなかで屋根雪の処理にこれを使ってみてはどうかと提案をしておりますが、ちょっとまだ使えるかどうかわかりません。冬場やはり温度が3度前後だそうでありますので、道路の平坦地のところの雪を消すということはちょっと無理であります。傾斜のついた屋根の雪を、ある程度量を出しておけば滑り落ちるといって、消すのではなくて滑り落ちるといって部分もできますので。そういうことを利用してもし上手くいきますれば、個人の家の屋根雪もある程度の水の量が確保できるということになりましたら、水道用水ではありますけれども料金を低額に設置をして、そういうことをまた考えていかなければならないということは今、それぞれ検討をしているところであります。

そして市の職員そして議会の皆さんそれから県職員。県も先般申し上げましたこのことによく腰を上げていただきましたのでそれらを交えまして勉強会、当初は勉強会的であります。これを開いて地盤沈下対策をどうしていくのか。抜本的な恒久的な対策法を考えていきたい。

そしてこれもずっと申し上げてありますけれども、雪が災害だという認識をまずやはり国から持っていただくということでありまして。この事業をどういう事業になるかわかりませんが実施していくという段になりますと、とても市の単独費でやれるという程度のもものではございません。50億円、100億円という確か規模の事業になると思います。そうなりますとどうしても国からその災害だという認定、災害復旧費、災害関係だということ。あるいは特殊に補助金を創設していただくとか、そういうかたちがとれなければなかなか進んではいけないと思っておりますので。

この国、県から雪が災害だ。その雪を消すために地下水を汲み上げる。それがもとで地盤沈下が起きるといって、この相関関係をきちんと災害というふうに関連づけられるかどうか。ここも問題でありますけれども、幸いに県選出の国会議員の先生方は相当、理解をいただいておりますので、また皆さん方とも協力をし合ってそしてお願いをしながら、そういう方向に向けて頑張っていきたいと思っております。そんな今、対策を講じているところでありますのでよろしくお願いを申し上げます。

角谷英一君 1 歩道除雪について

歩道除雪についての市長の答弁では、今回は本当に大変な状況でありましたのでやむを得ない部分が多々あったわけです。ただ振り返ってみたなかで、消雪パイプの敷設道路は本来は除雪をしない道路であります。大変雪溜まりが多くなってせっかく排雪をしていただいた直後に歩道除雪が入って、またその車道に出すというようなことが多々あったものですから。

歩道除雪をやる業者と、本通りをやる業者の、業者が違うのでそういう追っかけっこになってしまったのかな、という面が見受けられましたので、もしその委託、お願いをする時に、それらも考えてやっていただければ何とかいけるんじゃないかなというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

2 地盤沈下対策について

それから地盤沈下については、本当に地下の問題でありますので大変なことだと思っておりますし、万が一これが地下埋設物等に影響が出た場合には、財政面も生活面も大変なことになる問題でありますので、ぜひ研究を続けていっていただきたいと思っております。

1 歩道除雪について

それから市長の方から、地元が一生懸命除雪に対してもやらなければだめだというようなお話もありました。市長の方からも話がありましたように、この場を借りてちょっと御礼を申し上げます。私の町内、塩沢の一分区であります。一分区快適雪国作り協議会という協議会を作りまして、先ほど市長から話がありました市、それから県から助成をしていただいてタイヤショベルを購入させていただきました。ちょっと納入期が今年は雪が早かったので半分ぐらい間に合わなかったんですが、納入後におきましては本当に道路の雪溜りがほとんどない状態で過ごせましたので、大変助かりましてありがとうございました。

ただ地元負担金もかなりありましたので、できればこの地元負担金をもう少し安くできるような方法を考えていただいて、いろんなところにこれを広めていったらいいことじゃないかなというふうに思っております。ちなみに一分区はこの状況をみて、今年は牧之通りでもぜひ投入したいというような考えのようでありますので、ぜひまたその辺を踏まえて負担金の軽減をなんとか考えられないかお願いをしたいところでありますが、よろしくお願いします。

市長 1 歩道除雪について

歩道除雪の方といいますか、これは今おっしゃったとおりでありまして、業者の問題それから時間帯。道路除雪をみんなして終わった後、今度は歩道をやってみんな出していくとか、いろいろな問題が出てきていますのでその辺も総合的に勘案しながら、路線の見直しも含めてやっていかなければならないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

後の除雪機購入の問題であります。県で4割の補助ですか。あとは補助なしの6割地元負担ということであつたんでしょうか。（「いや、市でも助成していただきました」の声あり）市は補助がないのです。そう言われれば考えなければなりません。直接その部分に補助ということも、またそうなれば考慮しなければなりません。いわゆる市道、私道でなくて市道で

すね、市道に機械が入らないがために市道除雪を指定されないという部分もあります。そこで旧六日町ではそこは雪途開通費ということで、いわゆる道ふみ料ですね。そういう部分で地域の皆さんに賃金的に払っていた部分もあるわけですので。その辺は上手く利用できるのかな。じゃあこれは後、課長に答弁させます。よろしくお願いたします。

課長 1 歩道除雪について

今、市長の方から話があったように雪途開通費ということで出動はしていますが、今言われたような機械除雪の補助ということでは現在はありませので、そういったことが各地区でも行われるようになれば、それは検討はしてみたいと思っております。よろしくお願いたします。

角谷英一君 1 歩道除雪について

もう1点だけ。もう1点というか今の問題で大変失礼しました。市の補助金はないそうでありましたので勘違いしていましたが、できれば市から少しでも補助していただいで、大変な負担がありましたので、できれば地元の負担をかなり軽減していただかないと普及もしないかもしれませんので、なんとか市からも考えていただいで。そうするといわゆる除雪の方にも大変助かるんじゃないかなというふうに思いますので、なんとか考慮願えればと思ひますがよろしくお願いたします。

市長 1 歩道除雪について

その機械の購入に対する直接補助か、あるいは今、課長が触れましたように通常の維持管理といひますか、燃料代も含めたそういう部分での雪途開通費的になるか、どちらかをやらなければなかなか普及はしなひと思ひますので、大変厳しい財政状況の中ではありませが、検討はきちんとやらなければならなひと思ひます。よろしくお願いたします。

角谷英一君 ぜひよろしくお願いたします。終わります。

議長 次に8日に予定していた質問順位5番、議席番号3番・宮田俊之君の一般質問を保留しておりましたのでここで発言を許します。

宮田俊之君 まず初めに、私事ではありませが3月7日にこちら議場の方で体調を崩しまして大変多くの皆様にご迷惑をおかけしましたこと、議会事務局をはじめ職員の皆様にご迷惑をかけましたことを、この場を借りてお詫びしたいと思ひます。申しわけありませ。松原議長をはじめ議員の皆様にはこうして一般質問の時間を最終日に回していただくとひことで、特別のおはからひをいただきまして本当にありがとうございました。

では今回の一般質問に先立ちまして、この度の平成18年豪雪によりまして市内でお亡くなりになられた5名の方のご冥福をお祈りいたします。またご遺族の皆様、お怪我をされた方をはじめ大変な除雪作業となつた皆様にご心よりお見舞ひ申し上げます。

井口市長には12月定例会の私の一般質問に対して少子化対策の不妊治療費の助成実現に向け、施政方針に盛り込んでいただきまして誠にありがとうございました。治療を続けていられる方々に力強いことと思ひますが、幼児医療費助成適用年齢の引き上げや、喘息、アレルギーなどの慢性疾患についての医療費負担など、まだまだ子供を安心して産める環境づくりの

ために関係各所に引き続き働きかけをお願いします。

さて質問通告にしたがいまして質問させていただきます。来月4月より新学期も始まりますので教育子育て分野に関する問題をはじめ、教育委員会が深く関わる地域事業へ職員の関わり方についても質問をいたします。また、地域事業については観光的な部分を含んでいるため合わせて観光振興策についてもお尋ねいたします。

1 小学校での1クラスの定員引き下げの検討と学童保育制度の拡充

まずは小学校での1クラスの定員引き下げの検討と学童保育制度の拡充についてお伺いいたします。いずれも今までの国の教育事業だけでは対応できずに、地方自治体の裁量にて解決していく問題だと考えています。現在の規定では1クラス40名までは中学年以上は1名の担任で進めることとなっています。今月になって塩沢小学校の授業を見てまいりましたが、さすがに体格もよくなった児童たちが40人机を並べておりますと、最後尾の児童は椅子に余裕を持って座れなかったり、最前列端の児童はものすごく斜めに黒板を見て学習している姿が見受けられました。

当然担任には多くの負担がかかり、基礎学力の向上の面でもきめ細かく対応することは物理的にも難しいことかと考えます。今後も少子化対策がすぐに効果があげられるとは考えにくく、市内のいろいろな学校でも起き得る問題かと思えます。この問題の解消にはクリアする条例の問題もありますが、例えば教師を増員して対応する場合には、市独自に雇い入れなければならないことかと思えます。財政健全化計画を推進している時期ではありますが、米100俵の精神もありますので小学校在学中は1クラス20人定員、どうしても厳しければ30人の定員が実現できないかについてお尋ねいたします。

同様に市、財政出動が校舎改修などに必要となる学童保育についてお伺いいたします。現在、塩沢地区では民間法人のご努力にて引き受けてはいただいたおりましたが、新しく始める小学校区がありますと、塩沢地区についてもやはり学校敷地内での同様のサービスを提供して欲しいとの声が日増しに高まっております。主たる利用としては民間法人にお願いをしている関係で、例えば運動会の練習や遠足などの行事がある場合は、土曜保育は断られるケースがあるようです。民間法人ですので自らの園児を最優先するのはもちろんですので強要はできないことかと思えます。

今、市の努力もあり学童保育が拡充されているわけですので、まずはすべての小学校敷地内での学童保育の実施、今一步踏み込めば土曜、休日などの対応の拡大を行えるのかどうかをお聞かせください。これは児童が保護者留守中の犯罪に巻き込まれることを防ぐ大切な要素も含まれておりますので、積極的な姿勢での取り組みを期待しておりますので教育長のお考えをお聞かせください。

また教育委員会の役割、在り方についても国で改革に向けた議論が始まっておりますので、当市での今後のスタンス、方針についても合わせてお尋ねいたします。

2 A E D (自動体外式除細動器)の導入台数増加

関連して学校の教育現場または不特定多数の市民が集う市民会館、またはディスプレイな

どでの緊急救命救急に対する備えについても合わせてお尋ねいたします。

近年、小中学校などの教育現場や体育関連施設などで不測の事故で命を落とすケースがあると絶ちません。昨年も県内でプールの排水溝の蓋の不具合から児童が亡くなる事故がありました。当然学校であれば保健教員や、体育施設であれば監視員、指導員が、救命救急の講習を受講し不測の事態に対応していることとは思いますが、

その中で平成16年7月より法改正がありAEDという救命道具が、たまたま居合わせた一般市民が心停止と思われる急患に関して使用できることとなりました。このAEDにつきましては市長の施政方針に、市内3地区の公民館に設置との表明があり、早い対応には感謝いたしますが、今一步積極的に展開していただけないかと提案いたします。

このAEDとは正式には自動体外式除細動器といいまして、簡単にいえば電気ショックを与えて蘇生に導く携帯が可能な救命器具です。この質問に関しては中沢一博議員の方でずいぶん細かいやり取りがあったかと思われましたので割愛しようと思いましたが、昨日、神奈川の方でもこの除細動器を使ってトラブルがあり亡くなったという事例がございましたので、1つその点についてもお伺いいたします。

私が調べた中では市長の答弁では、この除細動器につきましてレンタルですと8万円近くかかるということであったように思いますが、実際をみますとそれは保証金の2万円を含めた金額となっております。この除細動器について有効は7年間となっております、買う場合と借りる場合では12万8,000円ほどしか差がございません。

私が心配いたしますのは、今後そういった機械が地域に導入されて、もしも万が一これが不具合になった時にこれは市の方が責任をとることになるのではないかという危惧がございます。それでしたらリース契約を結び、メンテナンスについてはリース会費の有無を含めて大手の防犯会社に任せる等、方法はあるかと思えます。

ぜひとも私はこのディスポートのプール、もしくは部活動で活発な活動をされている全中学校、こういったところにはリース契約においてたくさんの除細動器を置いて、緊急の事態に対応をしていただきたいと思っております。

これは大災害時にもおおいに力を発揮することと考えますし、1分間心停止に対する処置が遅れますと10パーセントずつ蘇生率が下がります。市民の安全を守る観点からもぜひ追加導入に向けた検討をお願いいたします。

3 観光イベント事業や社会体育行事への職員の関わり方について

今1点、観光イベント事業や社会体育行事への職員の運営に対する参加と、地元市民の関わり方について質問をいたします。先月行われました歩くスキーフェスティバル、南魚沼市雪まつり、しおざわ雪譜まつりなど主催関係者や職員の方のご努力下、盛大に行われ、成功裏に終わられたことを、自分の目で見ても肌で感じ大変うれしく思っております。こうしたイベント、行事の際に何人くらいの職員の方がスタッフとして参加しているのでしょうか。

合併したばかりで様々なイベントを多くの職員が知っておくという理由もあるかと思えますが、現在の職員の取り決めでは休日に勤務しても代休の取得を余儀なくされているようで

す。この代休取得者の役所内の本来業務について、誰かがカバーしなければいけないことになり、代休とはいえ休暇となると私も議員も同様ですが市民の目は大変厳しくなっております。

私はこういったイベントなどに対しては、地元の市民側の運営者がどの程度関与して、自分たちのイベントとしてどのくらい一生懸命に汗をかいているかも、しっかりと見ていただきたいものと思っております。集客規模に照らし合わせてどうしても市の関与が必要だとなった場合に、適宜必要に応じて人的な協力をするべきではないかと考えます。合併後これから各イベントの精査が始まることと思しますので、地元の取り組み具合や地元に対する活性化、貢献度合いなどどのような手法で精査していくのかを教えてください。

実際イベントの時に露天商の皆さんが数多く来られておりますが、その売上等々、実際の南魚沼市にどのくらい落ちているのか非常に疑問な点もございます。南魚沼市雪まつりの際には、地元の商店街、沢山のテント、かまくらを作って運営をされておられました。これが本来のイベントの姿だと思いますので、この辺のことについても教えていただければと思います。

またこの南魚沼市雪まつりに関しては復興基金の採択事業となっており、新聞報道では交付基準をクリアできる集客があったかと思しますので、大変良かったと考えております。この事業につきましても2カ年申請できる事業募集要項になっていたかと思っております。以下は提案になりますのでせっかくこの度のイベント成功の勢いをさらに全市に広く長く継続させるために、この雪まつりを中心とした冬の期間に行われる他地区の事業も一体として考えて、事業計画を立てていただけませんか。

例えばそれぞれのイベントでスタンプラリーを行って一体感を出すとか、各イベントを通じて物語性を持たせ、真冬のあったか食三昧などと題して鍋物を共通に提供するなどして、テーマを持たせて連続性を出すなどして集客アップを図っていただきたいものと考え提案いたします。ご検討のほどをお願いいたします。

十分にご答弁をいただきましたら関連してお伺いしたいこともありますので、ご答弁のほどよろしくをお願いいたします。以上、壇上からの一般質問を終わります。

市長 宮田議員におかれましては大変な状況の中を、さすが若さでございましてよくここに登壇して普段と変わらぬ熱弁をふるっていただきました。健康になられて安心していらっしゃるようですが、大変でございましたがお見舞いを申し上げます。

1 小学校での1クラスの定員引き下げの検討と学童保育制度の拡充

宮田議員の質問にお答えをいたしますが、この学校関係のなかで学童保育、これにつきましては執行部側といいますかこちら側のことでありますので私の方から答弁いたします。その他の部分につきましては後ほど教育長より答弁をいたさせます。

この学童保育につきましてはご承知のように4月からは塩沢地域の上関クラブ、五十沢地区のつくしクラブそして三用地区の太陽クラブ、これが保護者運営の協議会で新たに発足をするとあります。その結果全部で8クラブございます。旧六日町を含めまして。学童

保育はこれが協議会で運営されることになっております。

ご指摘いただきました土日とか、全校区でというお話でありますけれども、10人以下ですと指導員の経費これらも不経済となりますし、県の補助も出ないということであります。1つの学区で10人以上になれば、それはそれできちんとやれるわけでありまして、全面的に市の方もやっていきたいと思っておりますが、10人以下の場合は2つの学区、例えば学区が1つになっていただくとかですね。

そういう場合に生じる送迎があります。これについて市としても全面的にバックアップをしていきますので、またそういう学童クラブの立ち上げについては、皆さん方からご協力いただいてやっていっていただければと思っております。土曜日、休校日は現在も実施しております。おりますのでこれはそのまま継続していくということであります。

2 A E D (自動体外式除細動器)の導入台数増加

A E D自動体外式除細動器の導入台数の増加ということであります。これは予算のなかにもっておりますが、18年度はレンタル、これはメンテナンスも含めてであります。1台あたり年8万6,000円。これを3台分今回は計上してあるところであります。

昨日だったか一昨日にも申し上げました。とりあえずまず各地区の公民館に配置をして、これは持ち運びも当然可能でありますので、発生の可能性が高いと思われるスポーツイベントへの備えとしていきたいと。特に地域にこだわることはございません。塩沢地域でイベントが3つある、六日町、大和ではないという場合は、それを持って行ってもらえばいいわけでありまして。これは状況を見ながら徐々に拡充、充実をしていきたいという考え方であります。当面、今年度初めて導入いたしますので3台分ということです。ひとつご理解をいただきたいと思っております。

3 観光イベント事業や社会体育行事への職員の関わり方について

観光イベント事業、これの職員の関わり方についてであります。最初にぱっと、行われるそれぞれの事業についてちょっと申し上げます。南魚沼市のナイトウォーク。これは市の職員が14人 市の職員だけ申し上げます。新潟南魚沼市サイクルロードレースというのがこれも国体に備えた問題でありますけれども、これは市の職員が18人。それから第1回南魚沼市の縦断駅伝大会が今回ございました。この時は市の職員は9人です。それからいがた歩くスキーフェスティバル、これは市の職員127名を含めて。この部分これはスポーツ関係ですが、市の職員がのべ168人関わってそこに出てそれぞれ協力をしているというところであります。

商工観光関係であります。南魚沼スカイライン縦断ウォークというのがございます。これに市の職員が23名。それから六日町の産業まつりこれ市の職員は9名です。六日町まつり、これ夏の祭りですけれども市の職員41名。南魚沼市の雪まつり、これ市の職員59名。しおざわ産業祭り、市の職員74名。雪譜まつり16名。それからふれあいたんぼ教室、これは大和地域でやっているところであります、市の職員26名。これは田植えの部であります。そして秋にこの稲刈りの部、同じくありますがこの時は市の職員が30名。耐久

山岳マラソン、これも大和地域でやっておりますが市の職員46名。八色の森市民まつり、市の職員32名。これがだいたいのべで356人。ざっとこんな関わり方をおおまかなとろしているところでもあります。

さてこの観光イベントにつきましてはほとんどが実行委員会方式によって実施しておりますけれども、合併前の町での職員や地元の関わり方は、それぞれの地域でやっぱり歴史や経過がありまして違っております。取り組みが大きく違っているところでありまして、この中で実行委員会方式であり、市からの補助金や職員の関与が比較的大きいものが、六日町のまつり、夏祭りであります。それから雪まつり、南魚沼市の雪まつり、しおざわ産業まつり、にいがた歩くスキーフェスティバル、これは非常に市の関与が比較的大きいというところでもあります。

実行委員会方式であり市からの補助金や職員の関与が比較的小さいもの。これは八色の森公園市民まつり、しおざわ雪譜まつり、それから三国ダムのところで行っておりますしゃくなげ湖まつり、山岳耐久マラソン大会、健康歩こう大会です。これは補助金や職員の関与が比較的小さい方だと。全くないということではありません。

それで実行委員会方式であり、市からの補助金に頼らずに地元の取り組みによって自主的に運営をされていると思われるものが、これは浦佐の毘沙門堂の裸押合大祭、それからしおざわ祭り、浦佐の夏まつり、六日町で行っております大毘沙門焼大祭、魚野川鮎まるかじり大会、八海山の火渡り大祭、これは大倉口、城内口、大崎口、三つあります。それから魚沼菊花展、浦佐菊まつり。これらはほとんどが有志あるいは地元の皆さん方が主体になってやっているということです。

その他では先ほどちょっと触れましたが、魚沼スカイライン縦断ウォークというのがこれは雪国まいたけさんが主体となってやっている。年々、市の方に関与を求められておりまして、当初は全くあれだったんですけれども、市の方も相当先ほど申し上げましたように職員も出しながら協力をしているというところでもあります。

それでこの職員ができれば、できればというかほとんどが代休対応をお願いしているというところでありまして、議員おっしゃったように平日の昼間、その代わりに休んでいてあるところで見られれば、市の職員はなんだというそういう部分も聞いております。聞いておりますが、これを今、議員おっしゃったようにこういうことを市民の皆さんによく啓蒙して、広めて、決してそのずる休みとかそういうことで休んでいるのではないんだということを、理解いただくように私も努めます。また議員の皆さん方からもそれぞれ地域ではそういうお話をしていただければ大変ありがたいと思っております。

露天の売上、これは特にないわけです。道路占用料　これはどこへ入るんだ市道は市か。県道は県か　（「旧町で若干の違いがあります。実行委員会に入るものもありますし」の声あり）そうだそうです。ですので露店商の売上分については地元にはほとんど落ちないと。ただし、お祭りを盛り上げるにはやっぱりどうしても露店が出た方がいいという声も、やはり根強く残っております。これらはそれぞれの祭りのなかでまた検討しながらやっ

ということであります。

そして南魚沼市として今後のイベント支援の方向性。これは観光客の誘客につながっているわけでありまして、ひいてはこの市の知名度アップ、経済効果に期待をきる。そういうものについてはやはり支援をしていく必要があると。それぞれのイベント経費や開催日程などを分析して、費用対効果、この大きいイベントについては今、申し上げましたように職員の関わり、あるいは宣伝費等について支援をしていくとこういうことでもあります。ただ、こう見ますとどれもみんな効果がありまして、捨てる部分はほとんどないということでもあります。統合していかなければならない部分というのはちょっと若干出てくるかと思っています。

そして冬の問題も特にそうでありますけれども、これは今度は冬は南魚沼市だけではなくてなかなか十日町方面も含めてイベントが多く続いております。若干申し上げますとこの2月の第2土曜から3月までに十日町の雪まつりも含めると、にいがたの、このスキーフェスティバル。スキーフェスティバルが2月11日。雪まつりがだいたいこの11、12日あるいは12、13日。かまくらまつりですね、雪まつりの後やるんですが、これがだいたい13日から16日まで。そして十日町の雪まつりが2月17から19日。しおざわ雪譜まつりが2月の18日。毘沙門堂の裸押合が3月3日。そのほか特に塩沢地域では各種スキー場でそれぞれカーニバルがあったり、これは旧六日町の方も五日町スキー場もありますし、そして市営の八海山麓スキー場でもそれぞれの大会があるということで目白押しであります。

こういう状況でありましてこの中越大震災復興基金によります観光対策事業。これは県に採択されたものが27件3億4,700万円の事業費でありました。そのうちわが市内から6件3,319万円が採択をされたところであります。そしてこの補助金交付要項に条件がありまして、補助1団体1回を原則として2カ年補助すると。1団体1回が原則でありますので。そして初年度の誘客等の実績が計画に達しない場合は、単年度限りとするということになっております。

そういうことで今、議員おっしゃっていただいたようにこの南魚沼市の雪まつりは目標に達したと思われませんが、今後実績報告書を提出して補助基準に達したというふうに認定をいただければ、制度の存続を前提として来年も申請したいと。2回までですので。2年といえますか。

他地区の事業も一体として考えて事業計画をとということでもありますけれども、先ほど申し上げましたようにこの地域の冬のイベントはこれだけ連続して実施されておりますので、連携してやっぱり誘客が見込めることが大切でありますけれども、今回の基金事業では先ほどいいました補助1団体1回この原則がありますので、最終的にはやはりこのエリアを極端に広げたり、数値その団体部分をこう大きくしたりということは、ちょっとこう焦点が保てなくなって。あるいはそれをやったことによって基準に達しなくて補助金が出なかったとか、そういう部分もちょっと懸念されます。ですので南魚沼市の雪まつりのみで、また1回やらせていただきたいという考えでありますのでご理解をいただきたいと思っております。以上であります。教育関係の方については教育長に答弁をいたさせます。

教 育 長 1 小学校での1クラスの定員引き下げの検討と学童保育制度の拡充

宮田議員の質問に答弁を申し上げます。ご指摘にありますように今、義務教育におきましては1クラスの児童・生徒の定員、これは義務教育標準法で40人と定められております。ただ平成16年度から制度の一部緩和がなされたことによりまして、小学校の1・2年生については少数学級と申しまして32人で1学級を編成するというふうになりました。

また小学校の3年生から6年生、中学校の1年生から3年生 中学校全部であります。少人数学習というようなことが認められまして、小学校におきましては国語と算数、中学校においては数学と英語と、この2教科に限定はされておりますが、少人数学習、学級細分化するといえますか、そういったことでの指導が認められたという内容であります。

お話のなかにもありましたように今、本当に1つの教室に40人の子供さんが入ってしまいますと、確かに窮屈であります。私どもも各校の授業の状況なども見させていただいてまいりましたが、決して教室が狭くなったわけではないと思いますから、やはり1人ひとりの子供さんの体格が良くなったんだろうとこう思います。ですのでお話にもありましたように20人とか30人の学級が編成できればいいかと、本当に思って、願っております。

ところがこれも15年度からでありましたけれども構造改革特区に認定されれば、市町村が給料を負担することによって独自に教職員を採用できるというふうにはなりました。なりましたが、非常に多くの問題があるというふうに思っております。つまりこれは市町村独自の採用でありますから、その学校で例えばここに40人のクラスがあるから、例えばお1人お願いしてきて20人学級を作ったといたしまして、子供たちの人数が毎年変動してまいりますと、場合によってはお願いするクラスがなくなるということもあり得ます。そういった時に県費負担の教職員でしたらそれは学級数に応じて異動でしていきますが、そういった時に市単独で採用した先生がもしおられた時に、なかなか難しい面が出てくるなど。

それからこれも似たような話になりますけれども、ほかの市に異動をしていただくというわけにはいきませんから、その方の研修ですとか承認ですとかといった人事管理がやはり難しいのではないかなと思っております。財政が許せばやりたいという気持ちはやまやまでありますので、今後の何と申しますか制度の動向を見極めてまいりたいと、こんなふうに思います。現状ではちょっと無理じゃないかなと、こんなふうなところを申し上げたいと思います。

参考までに申し上げますと市内の学校、小学校20校、中学校6校でありますけれども、この中で特に小学校に限定しますと今164学級あるわけですが、40人あるいは40人近い子供さんが1クラスに入っているというクラスは1割ちょっとくらいじゃないかなと思います。30人以上の学級というのが38学級あるんですけれども、30人超えておりまして例えば33人とかというところが一番多いように思いますのでそういう状況でございます。

それから2点目で学童保育でございますが、市長から答弁もありましたので申し上げるところはないわけですが、教育委員会といたしましては学童保育の皆さんから校舎を、あるいは体育館を、グラウンドを使っただくことについては特に異論はございません。た

だ土曜、日曜等々の使用もありますし、学校の校長以下教職員が退勤した後の時間帯での使用というふうなことも、当然考えなければならぬと思いますので、そういう際の面での条件整備だけはきちんとやって、その代わりご利用になる時はいつでも使っていただけるというふうな体制に持っていきたいと、このように考えております。今般、使っていただくことにいたしました上関小学校につきましても、そういうふうな条件を簡単に整備することができたので使っていただくようにできたというふうに思っております。

それから3点目ではありますが、教育委員会の役割、あり方につきまして中教審でもいろいろ議論がなされました。まず余計な話かもしれませんが教育委員制度の概略をちょっと申し上げたいと思います。おわかりのとおり戦後の教育改革の一環として設置された制度であります。当初は教育委員は公選制、直接公選制というふうな昔でありました。ただ直接公選制ではやはり日本の状況に合わないというふうな判断が出されておまして、昭和31年に法改正が行われまして今の制度になったということであります。

この法律の趣旨は、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保すること。それから教育行政と一般行政の調和を進めること。教育行政の国・都道府県及び市町村の連携を密にすることの3点だと。こういうふうに法の制定の際の趣旨の解説ではこう出されております。

今日この在り方がいろいろに議論されるようになりました背景といたしましては、これは想像ではありますが、昔はワンマン首長がかなりおられたのではないかなとこんなふうに思うのであります。今どこでもありますけどそうではありますが、市民、住民への情報開示等々が進んでおりますし、議会の皆さんのお1人おひとりの活動、議会全体としての取り組みも非常に活発になっております。こういうことを背景にした時には極端な話が首長が変わったから、即座に教育の方向までがらっと変わってしまうというふうなことはないだろう、ということがおそらく背景にあると思います。ですから教育の政治的中立等々を大きなねらいとしております今の作られた制度に対して、もう役割が終わったんじゃないかという声が出るのも当然だと思えます。

そんなところでありますが、中央教育審議会に諮問されました項目で、教育委員会の在り方に対する議論というところを見てみますと、1つには今、申し上げたことだったと思いますが教育委員会制度の意義と役割。それから首長と教育委員会との関係。そして市町村と都道府県の関係及び市町村教育委員会の在り方。学校と教育委員会との関係及び学校の自主性、技術性の確立。というふうなことをテーマとして諮問がされたわけであります。

これに対する答申については、これも皆さんご承知だと思いますが、この中でいろんな意見があったわけではありますが、当面今の制度は維持すべきだろうと。ただ教育委員会の事務局体制を強化することが、要するに単に上から下ろされてきた事務だけをやっているという事務局ではなくて、自らも考える力を持った事務局になれば、委員会になれば、ということだと思っておりますが、そういうふうなことで要約されております。

それから首長との関係におきましては、今の制度のなかでは教育委員会の所掌事務として文化、スポーツ、生涯学習等々が教育委員会の事務として記入されているわけであります。

これらのなかで特にその文化とかスポーツとかという分野については教育委員かに任せるか、首長が自ら執行するか、それを自治体が判断できるようにした方がいいんじゃないかと。こういうふうな意見が付けられておるところであります。なお最初の問題と関連しますが市町村への教職員人事権等の権限を委譲する方向で、今後も議論がなされるというふうに言われております。

そこで当市での今後のスタンス・方針であります。教育委員会の役割等々について教育長が申し上げるとすれば、だいたい内容はわかりのとおり、お見込みのとおりでございますが、まさかここで、いやもう役割終わったからいらないんだ、ということはちょっと申し上げられませんので、制度発足時の設置の趣旨は今も必要だと思います。ただ、先ほども申し上げましたように首長が選挙で代わったから、極端に教育あるいは文化、そういった方向に大きな方向転換がなされるというふうな状況はもうないと思いますので、例えば今、教育委員会 これは今、制度としてそうなっていますからしょうがありませんけど、もし自治体において市において、教育委員会に任せておいた方がいいか、市長が自ら執行した方がいいかという選択が可能になった場合には、おおいにその議論をしていただきたいし、必要であれば私どももその議論に参加をしていきたいとこんなふうに思っております。

ただはっきり言えることは、教育委員会と学校との関係におきましては、極力学校に権限をおろしていきたいとこう思っております。そのために必要な議論をこれから進めてまいりたいと、このように考えております。

宮田俊之君 答弁ありがとうございました。

2 A E D (自動体外式除細動器)の導入台数増加

先ほどのA E Dにつきましては、私もちょっと単価を見過ぎしまして、リースとは思わず買入れかと思ひまして質問させていただきましたが、大変失礼いたしました。

3 観光イベント事業や社会体育行事への職員の関わり方について

観光イベントにつきましては、市長に細かく職員の方々の人数をおっしゃっていただきました。私これ突出した人数のところもあれば、あまり関与していないところもありますし、逆にボランティアで参加している職員の方といいますか、把握しきれないかたちで参加している方も多くいらっしゃるのではないかと思います。そのなかで市長の答弁にありましたとおり、今までの歴史も踏まえて大切にやっていくんだというお話でしたので大変安心したんですけれども。

この度の六日町での雪まつりに関しては、私の聞いた話で間違っていれば失礼ですが、露天商に関しては出店せずに地元の主催者側で頑張っていくということでの取り組みだったのではないかとこのように聞いております。これが本当に自然な姿で、なかには1店舗で100万円以上の売り上げをあげるようなところもあったということです。なんとかそういった方向でチャレンジショップのこともありますので、うまく関連付けて地元の産業、地元にお金が落ちるようなまた枠組みを作っていただきたいと思っております。

2 A E D (自動体外式除細動器)の導入台数増加

あとこのAEDに関しましては申し忘れたんですけども、救急車の到着が遅れる地域に関して、ぜひ配備していただきたいという要望といいますか質問が用意してあったんですがちょっと話し忘れたんですけども。どうしても携帯用ですので公民館等に置くのは結構ですが、できましたら後山地区、清水地区等、救急車がどうしても平均で2～3分は確実に遅れるような地域に配備していただいた方が、実効性があるのではないかというふうに私考えまして質問させていただきました。また合わせてご検討のほどお願いいたします。

1 小学校での1クラスの定員引き下げの検討と学童保育制度の拡充

教育長の方で、私がなぜ教育委員会のスタンスということでお伺いしかといいますと、お話に出てきました特区対応ということで、私ども貴重な政務調査費を使わせていただきまして群馬県の太田市に視察に行っていました。これは外国語に関する特区ではございましたけれども、ここが起爆剤となって今度は全県対応になるんじゃないかというような話もございます。ぜひとも教育委員会の皆様が、あちこちのそういった先進事例をぜひとも勉強していただいて勉強といいますかとらえていただいて、なんとか新潟県のなかでも、大和町が学術都市という目標があったわけですので、なんとかほかよりも先駆けてそういった特区に提案をすとか、何かしらのアクションを起こしていただければと思います。

教育問題で関連しておりますので、今1点お伺いしたいと思います。以前、市長にもお伺いしたんですけども総合型地域スポーツクラブの運営についてということで、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。私自身は市の職員が直営で行っていくべき問題だと思っております。

なぜかといいますと学校教育の方針と市の施策というのは両輪となって行すべきだと思っております。理由は市の職員は優秀な方が多く、地方公務員の試験をパスしている人材が多いです。なかには保育士として教えることについてのプロもおられるわけですので、職員自らが専門的な分野の指導者となって、体育指導員等と一緒にしながら市の直営でこういった地域型スポーツクラブに関しては運営していただきたいというふうに考えております。

いくら市が出資している財団法人とはいえ、運営費のまる抱え、これは事業のまる投げかと感じておりますので、教育長の考えについてお伺いしていただきたいと思っております。この南魚スポーツパラダイスのスタッフとして市民に接する職員に対して、きちんと市の教育方針が伝わっているのが不安であります。どこまで職員の採用について関与しているかも合わせてお伺いいたします。

3 観光イベント事業や社会体育行事への職員の関わり方について

それと観光関係についてお伺いさせていただきましたので、今1点お伺いいたします。商工観光課長にお伺いします。市の職員が国や県、外郭団体が行う補助事業などについての情報収集についての体制をお伺いいたします。まず認識として国交省が外客誘致法に基づき、外客来訪促進地域にこの地域が指定されているということをご存知かと思っております。これにより未指定地域よりも、ハードを含む補助事業が有利に受けることができます。ぜひともこのご検討をされているかどうかについてお聞かせください。

また知事が代わりまして、健康ビジネス連峰構想として健康をキーワードに温泉療法、スローフードなどを組み合わせた観光集客への取り組みを始めております。当市であれば六日町温泉、石打民宿、大和畑作体験など地域資源が揃っているわけですので、もしまだ情報を把握しておられなければ早急に取り寄せ、民間に周知など徹底していただきたいと思います。新しい市のなかで産業を育成し、外貨を稼げる重要な課が商工観光課だと思っておりますので、ぜひ多くの予算を獲得していただいて頑張りたいと思います。決意のほどを含めてご質問申し上げます。

議長 3番の宮田君ですが、一般質問は基本的に市長に対してでございますので、市長が担当課長に振る分には結構ですけれども、基本的には名指しということはないようにひとつお願いいたします。

宮田俊之君 大変せん越でした。

市長 2 A E D (自動体外式除細動器)の導入台数増加

A E Dこれにつきましては、先ほど申し上げましたように徐々に普及といいますか配置をしていきたいということであります。ただ清水地域あるいは後山、栃窪、辻又とかそういうことに思いを及ぼしますと全部になってしまうんです。相当ですので、そういう部分はそういう部分としてある程度。3台でこれで満足しているということではありませんので、そういう実情も勘案しながら、確におっしゃるように救急車の行く時間帯が3分遅れる、5分遅れるとそういう地域もありますけれども、その辺も考慮しながら配備をしていきたいと。ちょっと計画的に配備をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

3 観光イベント事業や社会体育行事への職員の関わり方について

露天商につきましては、これはその祭りの主体者、主催者といいますか実行委員会が、もうやっぱり露天に来てもらわなければならないという部分と、いやもう来ていただかなくても自分たちで対応できてという。今年の雪まつりは会場、前はちょっと会場が狭くてそこに露天商を出すことができないということであったんですけども、これだけ広い会場になったんですが今回はそれなしで対応をして、非常に地域の皆さん方、地元の皆さん方も頑張っていたいただいて、大きな売り上げをみたということでありますので。

これらは私どもの方で呼べの呼ばないのという話ではありませんので、その実行委員会のなかできちんとやっていただくのがいいかなと思っております。

あとの問題につきましては、商工観光課長に答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

商工観光課長 3 観光イベント事業や社会体育行事への職員の関わり方について

大変ご期待をいただけるようでございまして、ありがとうございます。私どもの方には非常に最近いろいろな情報が入ってきます。ただ情報の入り口が例えば市でありますと、企画情報課の方に入ったものが私たちのところに入ってくるものもありますし、それから直接、県の商工観光課から入ってくるものもありますし、国から直接入ってくるものもあります。それから最近ちょっと変わっていったのが国土交通省がこの観光部門に非常に興味を示してい

るようございまして、こちらの案件もいくつか入っております。

それで今ほど言われたなかに観光地域づくり実践プランと、これも国交省の方から提案のある分でございます。それから3月に石打の丸山スキー場でちょっと観光イノベーションという事業なんです、新しい取り組みで今やるところなんですけれども、これも国交省がからんでおります。

そういう意味で非常に観光関係の情報が沢山入ってきますが、全部が全部対応できるわけではございませんので、それぞれの目的それから趣旨に沿いまして関連する団体の皆さん方と協議をして実施をしているという内容であります。なおかつやりたくても財政負担のいるものについては財政課協議がないとこれは即オーケーができませんので、できる限り私たちの方では、まる抱えでそっくりいただけるような事業がないかということで、それらを探しながら商工観光の方でやりたいと。これであれば財政協議の方も、優先順位があつてほかの課が使えるものの時には若干調整が入るかもしれませんが、そうじゃなければ商工観光の方である程度優先的に使える内容がございますので、そんなことで鋭意努力しておりますので、また議員各位の皆さん方からも応援いただきたいと、かように思います。以上です。

教 育 長 再質問にお答えをいたします。1点目であります。先進地を勉強しろということであります。そのように努めてまいります。

1 小学校での1クラスの定員引き下げの検討と学童保育制度の拡充

スポーツパラダイスの件でございますが、これはスタートは完全な直営でございましたが、やっぱり経費を削減しようというふうな意味合いが入りまして、現在は半分直営、半分委託みたいなかたちであります。市の職員が1人そこにつきながら、公社にほかの業務を委託しているというふうなかたちであります。

18年度につきましても同様な形態でいきたいという考えでございますが、私ども学校教育のサイドからも といいますか私は学校教育と社会教育と両方ありますが。学校教育のサイドからもこのスポーツパラダイス、あるいはこれに限りませんが社会体育、社会教育活動全般に対する期待というのは非常に大きいところがあります。したがって今の予定では、18年度までこの半分直営、半分委託というふうなかたちから、いったんは指定管理者制度に移しながら、その本来の管理の形態、場合によってはNPOあるいはNPOの連合体というふうなものもいいのかというふうな感じもいたしますし。あるいはまだまだ例えば新しいスポーツパラダイスで取り入れるべきスポーツ種目、そういったものを研究していく上では、増やしていく上では場合によっては直営の方がやりやすいということもあるのかもしれませんが。

これから18年度は今、申し上げたように今と同じような形態でまいります、その先はいったんは指定管理者を目指しておりますけれども、その過程でいろいろ勉強をして研究をしてまいりたいと、このように思っております。

それでこのスポーツパラダイスの収支、16年度決算の状況であります、手元にあります資料からいいますと全事業費が2,300万円でございます。そのうち市の助成金が64

0万円、会費が650万円、教室参加費が800万円というふうな内容になっております。以上でございます。

宮田俊之君　大変せん越な発言がありまして申しわけありませんでした。お答えをいただきましてありがとうございました。スポーツパラダイスの件につきましては、また細かな予算等のところで、どこまでが運営費なのか委託費なのかという部分を質問したいと思いますので、ここでの質問はいたしません。ちょっと質問のやり方が不手際で、大変申しわけなかったなと思っております。お答えいただきましてありがとうございました。以上で終わります。

議　　長　　以上で一般質問を終わります。本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は3月13日午後1時から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時01分)